

熊本大学法学会発行

熊本法学 第七十五号（一九九三年三月）抜刷

## 中世的慣習概念をめぐる諸問題

若曾根  
健治

中世的慣習概念をめぐる諸問題

若曾根  
健  
治

		目 次
五	四	一 はじめ
		二 〈慣習と真理〉
		三 〈規範的法〉
		四 〈新しい法〉
	むすび	

## —

一 ヘルムート・コーリングが一九六七年に近世私法史研究の方針に関する綱領的論文を著わした翌年、カルル・

クレッセルは『十二世紀における法と法概念』<sup>(1)</sup>を発表した。西ローマ卑俗法の時代から十二世紀に至る法というコーリングの考察には含まれていなかつた時代の法と法概念の発展を扱つたこの論稿は、コーリングの論文と共に法学界に頗る大きな波紋を投げかけ、ヨーロッパ法史の新しい研究の幕開けを告げたものといつても過言ではない。その論旨は、彼のその後の諸論稿の中においても一部分繰り返されている。<sup>(2)</sup>それとほぼ併行して、六世紀から十一世紀に至る法と法概念を対象にし、クレッセルと研究の目的——良き古き法——の中世法概念を批判の俎上に載せる

という——と、方法——これについては左述を参照——とを同じくしたゲルハルト・ケーブラーの著書が公刊され、これまで注目を浴びた。<sup>(3)</sup>他方で両者の研究をめぐっては爾来、少なからぬ批判や疑点が提起され今日に至っている。

そこで以下本稿では、中世的慣習概念を中心に、重要な幾つかの論点——いうまでもなく諸論点は互いに密接に関連しているが——を取り出しこれに考察を加え、今後の中世法研究に資したく思う。とくに慣習、しかも中世初期、盛期の慣習概念をテーマとして取り上げるのは、さながらの論議の中で、この時代の慣習の問題が一つの大きな要的地位にあると思われるからであるが、他方で、それは同時に、いわゆる慣習法の問題もあるし、また広く中世的法の問題でもあることは、多くの説明を要しないであろう。

二 ただ、これに直ちに移る前に、クレッセル、ケーブラーの研究において共通に採られた、中世史料用語の分析という研究方法について、石川武が、「わが国には、『』とば』や『概念』の分析だけで何がわかるか」という批判

がある」と指摘した後で、「しかし」——と、続けて——「ことと『法』に関するかぎり、「ことば」「や『概念』の分析さえしないで何がわかるのか」と反問したことにして、少し触れておきたい。「過去というのはわれわれには何はさて置き言葉を通して伝えられるのだから、史料用語の分析は歴史家の最も大切な課題の一つである」と言ったのはディートマール・ヴィロヴァイトだが、これは大方の同意するところであろう。<sup>(1)</sup> しかも、それにはそれだけの理由がある。確かに「特定の『言葉』だけをとり上げて、その言葉の用例を純粹に実証的に追究する」というケーブラーの方法には、別の表現によって同じ実態が言い表わされているとき、これを十分に汲みとることができないという欠陥がある<sup>(2)</sup> 」という世良晃志郎の批判は、頂門の一針としなければならない。にもかかわらず他方で、中世的世界——なにも法の領域に限らないが——における〈言葉〉のもつ意義については、すでにもう三〇年ほど以前に、「中世における言語は、近代と異なる特別な意義をもつていたように感ぜられる」と書いていた兼岩正夫の左のような注目すべき所論があるのは——そこには奇しくも、クレッシャー<sup>(3)</sup> やケーブラー<sup>(4)</sup> がその立論のための史料根拠の一つとしていたイシドールスの『語源』についての指摘が含まれている——、看過できないであろう。「近代人は言語を思想表明の道具として使用し、言語より「も」それが示す事物そのものを重視する。これに反して中世では、逆に言語が思想内容を規定しているように思われる。中世の代表的な百科全書であるセヴィラのイシドールスの『語源』は、あらゆる事物の説明をそれぞれの言葉の分析にとどめて行っている。とくに」——と、著者はこう続ける——「教会用語であるラテン語には、特別の力があるものとみられていた。イエスが神に対し人である」とく、中世ラテン語は神の力と人の力を共に示すものとされていた」と。中世の〈言葉〉に関するこうした特異な様相については、すでにヨハン・ホイジンガの所論にも一端が述べられていたのが参照される。<sup>(5)</sup>

三 本稿では、クレッシャーらが用いた用語分析的方法そのものについては立ち入る余裕はない。ただ、一つの問

説題は、文字に表わされた言葉と、その言葉が使われていた現実の社会とのあいだの関係をどのように捉えるかにある。兼岩はいみじくも、例えば六世紀『フランク史十巻』におけるツールのグレゴリウスに典型的に見いだされるように、「中世の歴史家は、古典ラテン語からへだたったラテン語を用いたからこそ、当時の社会の現実をうつした」と指摘している。グレゴリウスが日常の言葉に近いラテン語を用いたのは卑近な出来事を描くためであり、それは彼の「リアルな歴史意識」に因っていたのは間違いなかろう。しかし、他方でそれは、現実の社会そのものが非古典的なラテン語による表現を求めていたことと表裏一体をなしていたともいえるのである。中世ラテン語の形成は、社会の現実が、古典ラテン語をキリスト教化し、ギリシア語と民衆ラテン語との影響下に置かれていたことによっていたといわなければならない。

それをもう少し敷衍すれば、例えば、アウグスティヌスが『神の民の習俗 (mos populi Dei)』は『法律 (lex)』と見なされるべしと言イシンドールスが『習俗』を『文字に書かれていない法律 (lex non scripta)』と名づけたのは、ケーブラーによれば、古代末期以降中世初期の社会に適合的な思考方法を反映していた。というわけは、この時代には、lex という言葉は殆んども「拘束力のあるもの一般」の意味でしか使われず、lex には制定とか記録とかは決定的な標識とはならなくなっていたからである。そうなった理由は、行政技術と行政組織の欠如ないし貧困にあった。ケーブラーは『lex』の用例変化に動いていたのは行政技術の変遷であると見ることで、時代の社会的現実を評価しようとした。<sup>(12)</sup> もとより、『行政技術・行政組織の欠如ないし貧困』をそのものとして表明する言葉は当該時代に見いだされない。時代の現実は時代の個々の事象から組み立てられざるをえない。とはいって、何らかのかたちで——もしかして「不適切な形で」あろうとも——、時代の言葉が時代の現実を反映し時代の現実は時代の言葉に痕跡をとどめているというように捉えることができるとすれば、フリツ・ケルンが中世法を述べるのに採った精神的方法を、

「言語学と法史学」の中間に独自の地位を占める<sup>(1)</sup>ものとして規定したのとは違つて、われわれとしては、言語学と法史学との——いさか漠然とした言い方ではあるが——対話こそが重要になるといえよう。

他方の問題としては、書かれた言葉にたいするに話された言葉の意義という問題があろう。例えば、巡察使に与えられたフランク国王の勅令 (capitulatio missorum) はしばしば、きちんとした文章の体<sup>(2)</sup>をなしておらず単に備忘録式のものにとどまっていた。このことは、書かれた言葉そのものにはさほど重きが置かれていなかつたことを示している。むしろ、国王は巡察使の任務の要点は、これを口頭で直接、当該巡察使に伝えた。このことはヴァン・カネヘムの指摘によれば、巡察使勅令の中の文字に法としての力を与えるのは国王の他ならぬ口頭の言葉そのものであるという当時の考え方を反映している。また巡察使は巡察使で国王の意のあるところを充分にくみとり任地において人々に口頭で伝達した。「このことは」と、カネヘムは言う——「單に立法においてのみならず、契約においても〔裁判での〕立証においても、話された言葉が書き言葉にたいして優越した地位を占めるというきわめて始原的な観念に適合していた。」<sup>(3)</sup>このように、書き表わされた言葉の背後には、書かれてはしなかつたが話された言葉が存在していたということになると、書かれた言葉というのは、こうしたいわば口承的社會という特徴的な時代環境——この環境はあるか後代、中世末期になって徐々に変わつてくる——において書き表わされたものとして理解し、たえずこのことを念頭に入れておく必要がある。書かれた言葉のもつ限界性も、一つにはこのところに現われているといえる。

## 二

### 四 「ザクセンシュピーゲル」の有名な〈体僕制〉(非自由身分)に関するくだりでアイケ・フォン・レプゴウは

説  
《わたしの考え方では》と断わりながら、こう述べる。《わたしは、誰かが他人のものであるべきであるといふ」と、そのことを真理に照らして理解することができない》(三・四一・二)。そして彼は、《真理からはずれた多くの人々》が旧約聖書から四箇所を引いて体儀制を正当化しようとするさいの当該諸論拠にたいして逐一反論し(同)、体儀制を肯定する《証拠》つまり聖書上の典拠は何もない」とを立証し、かえって聖書は体儀制を否定していることを、旧約と福音書中の幾箇所の文言に託して證明する(三・四一・四、五)。こうしてアイケは、次の結論に達するのである。《正しい真理に従えば (na rechter wahrheit)、体儀制は、強制と拘禁と不正な暴力に起源を有する》(三・四一・六)。

後代『シユヴァーベンシュピーゲル』にも受け継がれていったこの命題に続けてアイケは、《それ(体儀制)を人は昔から不正な慣習の中に引き入れてきたが、今や法と見なそうと欲している》と書いた。非自由人身分が存在するというのではなく、《人が最初に法を定めたときには》すべての人々が自由であったのにたいして後からできあがった慣習であつた。それはアイケの目から見れば悪習であつたが、一般の人びとは、ただ慣習ということだけで、それを法と見なしていた。慣習には良い慣習と悪い慣習とがあることを認めるアイケは、非自由人身分の存在を不正な慣習に帰した。彼は、体儀制の否定を主張するなかで《誰しも彼(人間)を神以外の何びとかのものにしようとする者は、神に反してそれをおこなうことになる》(三・四一・五)と書いた。そこには《神の法 (lex dei)》の觀念が働いていた。ザクセンシュピーゲルの南ドイツ版『ドイツチエンシュピーゲル』の序文には《神を愛する人は誰でも、法を愛する》とある。『オランダ語版ザクセンシュピーゲル』には《神が一切の法の始源である》との文言が見いだされるが、この言葉にケルンは、法が神的「世界秩序の一輪」であった証左を見た<sup>(15)</sup>。

アイケがカノン法、とくにグラティアーヌ教令集など教会法集成から思想的影響をうけていたことはステン・ガグネアの指摘——これ自体また、カルル・アウグスト・エックハルトの、ザクセンシュピーゲル法源の研究に

負っているが——以来、今日のザクセンシュピーゲル研究において、いくらか制限的にはあるが確認されている。<sup>[18]</sup> ところで、体僕制は真理に照らしたとき理解できないとのアイケに見いだされる教会的法理念は、ずっと古く西紀<sup>[19]</sup> 五六年司教キプリアヌス主宰のカルタゴにおける宗教会議で、参加諸司教の口々から、異端者による洗礼の有効問題に関して、慣習 (consuetudo) は真理 (veritas) に道を譲らねばならないという命題のかたちをとつて提起されていたものでもあった。<sup>[20]</sup> ヘイエスは、わたしは道であり、真理であり、命であると述べたが、わたしは慣習であるとは述べなかつた<sup>[21]</sup>との、ヨハネによる福音書十四の六にある文言を典拠とした、これまたキプリアヌスに由来するヘ惯習と真理<sup>[22]</sup>論は、彼以前ではテルトゥリアヌスが、そして彼以後はアウグスティヌスが主張していた。このような、第三世紀以後、第五世紀にいたる、慣習と真理をめぐる教会の主張は、グラティニアヌスの『教令集』にも引用され、ここに引かれた古代の偉大な教父たちの文章が、アイケが眼前に見いだした非自由身分の慣習を『正しい真理』に従つて判断しようとしたさいに彼の抱り處となつていたに違いない。こうしてクレッシェルをして、「自分の時代の法慣習を理性や神の真理という尺度で測つている」とを、最も感銘深いかたちで示していると言わしめた、アイケの前述のようない、非自由人身分の存在は神の法に背反する、との発言となつた<sup>[23]</sup>（ただ、アイケは『理性』という言葉は使つてはいないが）『正しい真理』によって慣習を測るという思想は、アイケ・フォン・レブゴウ以後も見いだすことができる。例えば、フランシスコ小兄弟団修道士で一二九一年ボローニアで（再度？）法学を学んだとされるヨハネス・フォン・エアフルトは、その著『両法便覧 (Tabula iuris iuris)』（一一八一年ころ）の中でグラティニアヌス教令集を通して (Dist. VIII, c. 4, c. 5) オウグスティヌスやグレゴリウス七世の命題を引き、慣習は理性と真理とに優先しえず、理性と真理に反する慣習は無効と述べることで、十三世紀末葉カノン法の法源論の一端を示してくれている。

五 ところで、「アイケがカノン法を識っていたことは動かぬといふ」と書うクレッセルは他方で、アイケが《ザクセンシュピーゲルの》法は、わたしが自分で案出したものではない／それは、昔からわれわれに伝えて来たもの／われわれの善き祖先が」と書いたのを、こう評した。〔二〕に語られているのは《良き古き法》の古ゲルマン的な確信ではなく、*longi et rationalibus consuetudo* [長くかつ理性的な慣習] という古典古代的ならびに教会的観念の影響である。」クレッセルによれば、教父たちよりて提起された〈慣習と真理〉論は、中世初期、そして盛期にもそのまま引き継がれた。「中世初期および盛期の *consuetudo* 概念がいかに強くこれらの古典古代およびキリスト教的諸観念によって支配され続けていたかは無視しえない。」なお、〔二〕に「古典古代の観念」とは慣習の「古さ」の観念を指す。後期ローマ法においては「<sup>(23)</sup>長き慣習」(*longa consuetudo*) は制定法としての効力をもち、それどころか既存の法を一部改廃する効果さえ有しえた。慣習の「古さ」の観念は後期ローマ法を通して中世初期へと伝えられていったと見るクレッセルにたいし、ただ、ケーブラーは次のように考える。本来、慣習は古典ローマ法では法源に数えられていなかつた。しかし、すでにキケロが、次いでテルトゥリアヌスが慣習を法源の列に加えていた。この場合慣習はその「古さ」が重視され、これにたいし《真理》(*veritas*)) によって慣習を測るという考え方は弱かつた。これが著しい意義をもつてくるのは、中世初期におけるキリスト教思想の影響のもとにおいてであつた。これと反対に――の点はとくに、クレッセルの所論と異なるが――中世初期には、慣習の「古さ」の観念は意義を失つ。

キリスト教思想においてもとくにテルトゥリアヌス以来、古さ、伝統といふことはもちろん強調されていたが、同時に、伝統と、真理や理性との間の緊張関係も存在していた、というのがクレッセルの慣習概念であった。そこで特徴的なのは、こうした緊張関係が中世初期、およびそれ以後も存続したと見るとある。彼はこのことを、ヘルマン・クラウゼの所論にたいしても主張した。クラウゼは、十世紀および十一世紀のザクセン、およびザリエル王

朝時代の国王「証書から、慣習の古さとか良さとかを示すわれわれの形容語の用例をあげた。」<sup>1)</sup>の一例として、コンラード二世の持權状には、「彼の [Capodistria 市民] の父祖がそれに基づいて生活してきた法律と正しき慣習とを (legem et rectam consuetudinem qua parentes eorum vixerunt)、朕は、彼らに認め、朕の皇帝文書をもって確認すれど」(一〇三四年六月四日) ある (DK. II. n. 219)<sup>2)</sup>。クリウゼによれば、こうした《rectam》とした類の形容語は当該慣習が有する法的価値を強調するための言葉ではあるが、「構成的」 konstitutiv な性格はむべつない。つまり、それが付されていることが慣習を法たらしめるところ、うつなものではなく、形容語が付されないで慣習が述べられている証書上の用例は、それが付されている場合と同じくらいの数で存在した。したがい、「史料に単に consuetudo が取りも直さず慣習法なのである。」ある慣習が良い慣習か悪い慣習かの区別がなされ、それゆえ、慣習それ自体でなく、ただ良き慣習のみが法と見なされるところは、カノン法理論が充分はつきりしてくる時代、つまり十一世紀シュタウフェン王朝時代を待たねばならない。」<sup>3)</sup>のクラウゼの所論をクレッシェルは批判する。彼によれば、一〇三五年の文言(右述)はローマ法とキリスト教とからの引用語句である。また、フライジング司教への寄進に関するハインリヒ二世の文書(一〇〇七年五月十日)で、「(i)の〔寄進〕所領について何を命じ何を課すべきかは、同所領に司教によって任命されるフォークトが、法律と祖先の慣習とに基づいて (iuxta leges ac instituta minorum) やよび職権によって、確定すべき」とある」と云ふ (DH. II. n. 136) のにむ「古代=キリスト教的模範 (アウグスティヌス)」が認められる。これらが示しておるのは、「伝來の consuetudo の理論が変わる」となく続いている」という。<sup>4)</sup>

六 こう述べてクレッシェルは、(i)のことを主張する。(ii) 諸文書にいわれている consuetudo は、古い法は同時に良き法であるといった、法の本質についての一般的な觀念を示してはいない。(iii) lux は consuetudo とは、史料に

説において並置され記載されており、「ルベント」の著者は「別々のもの」である。

あるいは、この点について見てみたい。クレシュエルによれば、広く慣行を意味する文言には *mos* (また *usus* や *ritus*) があるが、これらは特殊古代=キリスト教思想のものではなく *constitudo* とは別種の言葉である。それならばむしろ、中世の法用語の一つ *lex* と類縁性をもつて居る。*lex* は成文法であるのみならず、現実には慣習法の形態をもつてゐるが、重要なのは、*lex* における〈古れ〉は意味をもつてゐる。また〈眞理と理性〉を基準にして *lex* が測られるという觀念も存在しなかつた。*lex* は「事實上おこなわれて居る法」を指すに過ぎない。したがつて *mos* は *consuetudo* よりは異なり、例えば史料においてしばしば *lex* と *mos* とが相互互換的に用いられて居るところからうかがえるようだ。概論上 *lex* の中に含めて考えてよい言葉であったと。(なお、この最後の点について言えば、史料において、例へば『Secundum Saxoniam legem』と『Secundum Saxoniam morem』などが大抵に用いられて居るのは事実である) といひて、例えばハインリッヒ四世の文書が次のように述べて居るには、確かに *lex*・*mos*・*usus* の相互の近縁性がうかがえる。(アグイナードの) 総大司教は、朕の法、朕の慣習、朕の法律に基づいて *ius*、*nostro more*、*nostra lege*、彼がかかる(エリエスト司教の)地位に選ぶ者を、司牧第と司教指輪とによって叙任すマニ (1081年7月11日) (111. IV. n. 338)<sup>o</sup> や、(ルイの)二(ハインリッヒ四世が皇子たる争ひた)マニ (111. 12年7月11日) (111. V. n. 79)<sup>o</sup> しかしクラウゼによれば、これらの言葉は重複語であり、たんに、法それ自体を言葉の上で顕揚しようとしているに過ぎない。そこには、十一世紀の法の「開放性 (Offenheit)」が現われていると同時に、「内容上精确な、テクニカルな表現を施すところ」とに僅かしか意義を認めていない。時代の特徴が示されてい

(25)

もし、 もう、 右のようだ *lex*・*mos*・*usus* の系列の中には *consuetudo* は加わらないであろうか。クラウゼは「*mos* と *consuetudo*」を区別して扱ってはいなかった。ケーブラーも、証書上の出現頻度の違いはある、この二つの言葉は同義語と見てよい。<sup>(26)</sup> もう少し、 グレゴリウス七世の書簡（後述十）には《真理に反する慣行（*usus*）は排除されねばならない》と述べられてくる。いいで *《usus》* は *constitutudo* と同じ換えてても、何ら意味は変わらないであろう。

次に、 *consuetudo* やそれ *mos*・*usus* やあれ、 真理を基準としたいれらの価値評価について。グラティアーヌス教令集がとくに Dist. VIII c. 4 から c. 9 にかけて法源として引いてあるアグスティヌスやキプリアヌスの文章に表われていた、慣習は神の真理に優先する」とが書いてはならぬとの思想、それ自体は、古代末期以降グラティアーヌスに至る時代にも確かに知られてはいた。クラウゼは「このことを認めつつも次のよう述べる。国王証書の分析結果によれば、全体的にいって *consuetudo* が教会の基準に従ふ *veritas* や *ratio* によって測られていたというような印象を得ることはできない。」この意味で、グラティアーヌスに至るまでの中世初期においては「世俗法と教会法とは、もちろん相互に影響づけたりとはましくはないが、並行的に発展するという経過をたどった。」これにたいして右に紹介したようにケーブラーの意見は、*consuetudo* の評価だけと「つ」とはテルトゥリアヌスの時代にたいし「中世初期に教会の影響のむとでよっやくヨーロッパに頻繁となる」といつわのであった。ただ、これで注意すべきは、中世初期に支配していた慣習概念はおむね、教会的 *consuetudo* 概念であったことである。ケーブラーによると、中世初期ドイツにおいては世俗的な *consuetudo* 概念は存在していなかった。中世初期の史料に見れる *gewohnheit* はドイツに土着の觀念を示す言葉では無さず、*consuetudo* の用語もきわめて稀にしか世俗の史料に見いただされない。ドイツに *consuetudo* 概念が出てくるのは、古代末期から中世初期へと存続してきた教会的 *consuetudo* 概念が十一世紀になって gewone-

論 heit と云う用語を生じた。世俗法に権力を下さし始めたのは、11世紀以降『consuetudo terrae』<sup>1)</sup>か『consuetudo civilis』<sup>2)</sup>か『nu rechter wonheit』<sup>3)</sup>や『landes gewohnheit』<sup>4)</sup>といった用語に示されて、名観的秩序としての慣習概念が登場していった。ただ、リードの注釈によれば、例えばヘインリヒ獅子公のある文書（一一六九年）<sup>5)</sup>で『羅達の coloni ゼ・トハムの慣習に據て』<sup>6)</sup>（iuxta consuetudinem terrae）<sup>7)</sup> nurethinc と呼ばれる余の裁判所に席を占めた』<sup>8)</sup> <sup>9)</sup>『consuetudo terrae』である無かれ、慣習にしたがって裁判所に参考するとした「裏話」（Schildverhalte）<sup>10)</sup>の間に、新しさせなじいじつ点である。本質的な変化を被ったのは、慣習の実態そのものではなく、この実態の「評価」（Bewertung）<sup>11)</sup>であった。いずれにせよ、以上に紹介したといふから分かるように、ケーブラーは、クラウゼが述べていたのと同様に、中世初期においては世俗法と教会法とは並行した発展を遂げていたことを前提にしておる。

七 最後に、クレッシャルが lex と consuetudo との対置させた「りふはなし」、ケーブラーは次のように述べてい。

1) 古典ローマ法においては、いすれも法源の中に含まれていなかつた consuetudo と mos とは、古代末期には法源論の中に位置を占めるに至つた。その場合、元来、それらは lex に対立するものとして見られていた。といひで、この lex せじつかといえば、ある法觀念が lex と呼ばれるためには、それが制定され（constitutio）文書に書き表わされ（lex scripta）必要があるたが、しかしながら lex 概念には、この二要素が必要しなくなつた。このために、これまで個々具体的な leges によるもの「生活事象」が規律の対象とされても、この生活事象がそうではなかつたかにつけ判断をするのが困難になつてしまつた。こうなつて、consuetudo・mos と lex とは質的に等置されるものとじつ觀念が新しい生まれ、ある場合に lex と mos が根拠づけに引かれ、また lex に代わる consuetudo と mos だけに依りまつたものが求められるに至つた。七九〇年のイタリアに関する

ピッテンのカピトウラリアは、『朕は次の」とを付け加えておきたい。lex が存するより lex も consuetudo に勝れぬ。いかなる consuetudo も「*lex* に優先しない」と (c. 10) と述べる (MG, Cap. I, n. 95)<sup>9</sup>。ヘトウゼは、十、十一世紀にたいしてフランク時代には、慣習法について概念規定をおこなおうとする試みがなされた一例にいの文書を取り上げ、しかし「特別なイタリア的関係」から説明されるとした。これにたいしケーブラーは、ローマ法の伝統を有するイタリアにおける lex と consuetudo の序列がもはや守られなくなつてじたことを裏側か証據だとしている。<sup>10</sup> lex・mos・consuetudo はいつて「(回)一の諸事象」に關係する。<sup>(22)</sup> 初期中世は法観念については、ついた古代末期の様相をもつてゐたが、これが大筋ケーブラーの所論である。筆者が右述した(大)、ハインリヒ四世の一への証書の文言を紹介し lex・mos・usus の近縁性——ところによれば、既述の通り、同時に lex と consuetudo の近縁性でもあるが——を指摘しておいたのと、ケーブラーのこの所論とは、ほぼ一致している。

クラウゼがグラティアースの時代以前においては、世俗法と教会法とは並行的発展をとげたと述べたことにひいて、クレッシュエルは、並行的発展といつのは、既述 (H) 紹介の通り《legem et reclam consuetudinem》(1031年)などの文言が教父からの「はつきりした引用」であるのと矛盾する、と批判した。<sup>(23)</sup> これは、しかし、以上述べてきたところからして、充分な説得力をもたないであろう。また、こうした《reclam》を中心とした類の文言が、テルトウリアヌス的キリスト教的、さらにはアウグスティヌス的思想を表わしていながら、この点においては、クレッシュエルは何ら証明をおこなつていない。やむなし、lex と consuetudo が彼の力説する所ではそれぞれ別個の法観念を意味しているというところ、《legem et consuetudinem》の文書にあるように lex と consuetudo が一つに括られ、しかもそれが全体として、例えば Capodistria 市民の生活の法的根柢とされていなかったこと (右添五) が、いったいどのように理解すればよいのか。これは、クレッシュエルの所論では説明がつかない。

八 さて、前述の(2)について。クレッセルは *consuetudo* 概念の古典古代的キリスト教会的な思想上の系譜を強調した。彼は、*consuetudo* に、ケルンが規定づけるような「ゲルマン的」性格の法観念を認めない。このことは、中世法観念を取り上げるときの彼の全体的な問題関心と符合している。クレッセルは、中世における「もろもろの法観念が、ゲルマン的なものか、それとも特殊中世的・キリスト教的なものか、という問題が論じられなくてはならない」と述べているからである。この文章は、一見、中世法の性格づけを「ゲルマン的」か「特殊中世的・キリスト教的」かといったように二者択一的に対置させるかたちでおこなっているかのようである。つまり、ゲルマン的法観念の存在を認め、「これと、特殊中世的・キリスト教的法観念とを対置——言い換えれば、歴史的現実の法観念としてゲルマン的法観念を立て、ただ、中世初期法について、これを否定——しようとしているかのようである。かりに、そうとしても、ケーブラーが言うように、史料から、「ゲルマン的法観念を直接的に発見することは不可能」なのである。<sup>(3)</sup> ということになれば、「ゲルマン的なもの」と「特殊中世的・キリスト教的なもの」とを対置させるということとは、それ 자체、根拠を失うことになるのではないだろうか。

しかし、実際は、右の文章は、歴史的現実としてのゲルマン的法観念を前提としてはない。というのは、クレッセルは、ゲルマン的法の原理に立脚しているところまで諸学者によって唱えられてきた法的諸現象について、次々と疑問を提起し、それからゲルマン的性格をはきとり、これに代えて、それらにおける（西ローマ）卑俗法的傾向<sup>(2)</sup>をとりわけ強調する。他方で彼は「古代ゲルマン社会」とか「始源的なゲルマン社会の法事情」といった言葉を使い、ゲルマン社会の存在を認めている。<sup>(2)</sup> しかしながら、にもかかわらず、いわば「特殊古代的・非キリスト教的」としてのゲルマン的法そのものの在り様をみずから提示してはいないのである。ということになると、右の彼の文章は、たんに、次のような意味で述べられている。すなわち、中世法については、これが、従来いわれてきたよう

に「ゲルマン的」法なのか、それとも、特殊中世的＝キリスト教的法なのか、という問題が論じられてはならない、と。ただ、いっても、「ゲルマン的」ということどういった事態を画いて表わそうと考えるのかはよく読み取れない。いずれにせよ、クレッシャーは、中世法をいうまでもなく「特殊中世的＝キリスト教的」法と捉えるのであるが、しかし、このことは、ケルンとて異論のないところなのである。

ヴィンフリー・トゥルーゼンは、ケルンの文章「ただ一人の女神ユスティティアが王座に座している」を引いて、ケルンの中世法観念は、古ゲルマン的法観念ではなく、ゲルマン部族のキリスト教への改宗以後の時代の法を指しているということにとくに注意を向けた。これは、ケルンが「ゲルマン的法観念」といった言葉を使っていたことについて、無用な誤解を避けようとするトゥルーゼンの老婆心からくるのかも知れない。ともあれ、もし、クレッシャーが「ゲルマン的なもの」の命題をケルンの文章から引いたとしても、ケルンが「ゲルマン的」と書いていたとき、それは、「古ゲルマン的」というのではなく、おおむね「民衆的」というのに等しい。しかも、「中世においては、教養人と非教養人との間には、まだ破られない一つの統一」が存したから、「民衆的」法意識は、一方で、学者的法意識と併存し、「これと「容易に結合しえた。」しかし、にもかかわらず、他方で、民衆的法と学者的法——言い換れば、世俗的慣習法と、教会的法観念、つまり神の法——とは、必ずしも常に符合するわけではなかつた。神の法は、「倫理的要請として、新しい法として、また画期的な、改革的な文化思想として」しばしば慣習法に対立する。<sup>(33)</sup> このように、教会的法観念が世俗的法観念に充分に浸透し、《正しい真理》によってたえず慣習を測るうと試みられてくる時代の一つに、ザクセンシュピーゲルの時代が属していたのは、既述の通りである。

ただ、「ゲルマン的」の意味について、ケルンがこう述べておこう。タキトウスはゲルマニアにてにおいては《王には無制限の、ないし、専断的な権力があるのではない (nec regibus infinita aut libera potestas)》

(「ゲルマニア」第七章)と述べているとき、これは「ゲルマン的国家の発端状態」を示すものである、と。ケルンはタキトゥスの言葉に、支配者は法に拘束されていたという中世的法観念の萌芽を見て取らうとしているようだが、しかし、その言葉は、ゲルマニアにおける王が、『法の支配』といった観念に服していたというのではなく、むしろ、「民会の意志や決議」に拘束されていたことを指していようし、直ぐあとにタキトゥスが『死刑に処したり投獄したり、いや鞭でうつことすらも、聖職者以外には許されていない』と述べている通り、ゲルマン的民会あるいはゲルマン的社会における宗教的な要素の強さを物語っているものといえよう。<sup>(35)</sup>

ケーブラーの考察態度も、必ずしも明快ではない。彼が、従来の研究史を振り返るなかで、「中世初期的法観念」へのローマ法とキリスト教との関与<sup>36)</sup>をめぐる研究の欠如を問題にしつつも、他方では次のように述べるのは、矛盾するとはいえないまでも少なくとも彼の真意を疑わしめるものとなってしまっている。すなわち、中世初期におけるラテン語の表示を、古代末期のラテン語および中世初期のドイツ語の表現と比べることで、「キリスト教的およびラテン的思考から独立した中世初期的觀念に接近」していける、と。「中世初期的觀念」とケーブラーが述べているこのところを世良は「ゲルマン的法觀念」と訳し、ケーブラーは「ゲルマン的」法觀念だけを問題にしたと批判する。<sup>(37)</sup>これが単純な訳し間違いかどうかは頗る微妙なところである。ゲルハルト・ディルヒナーも、ケーブラーが次のように述べたとき、世良と同じように考える。「ローマ的なるもの、およびキリスト教的なるものを差し引いたあとに(その存在が)推定される初期中世的法觀念の實質内容を把握する試み「の問題」に立ち戻ると、最初に次のことを指摘しておかなくてはならない。すなわち、ディルヒナーはここにいわれた「初期中世的法觀念」を端的に「ゲルマン的法理念」と理解し、こうケーブラーを批判する。「私には、その試みは…確実なものかどうかがいままだ確かめられてもいない作業仮説に基づいていると思われる。そして、この作業仮説は究極には、一つに溶け合っているものをひ

きはなす、歴史法学派の民族精神論に基づいている。同時に、それは、中世初期のローマ的ゲルマン的キリスト教的文化の形成を文化的過程としている。しかし翻つて考えるに、このように、ケーブラーが「初期中世的(法)観念」と書いていたといふを「ゲルマン的」<sup>(35)</sup>

法観念(理念)と直ちに判断してしまうのは、ケーブラーの真意とするところではないと思われる。ところわけは、ディルヒナーが批判の矛先を向けた、右に掲載した文章に続けてケーブラーは、次のように述べているからである。「バイエルン部族法典の序文に見いだされる諸定義」、つまり *lex* とは *constitutio scripta* である、*mos* は *lex non scripta* であり、そして *consuetudo* もは *ius moribus institutum quod pro lege suscipitur* であるとの定義は、イハンブルグの語源からの抜粋としてとくに知られており、したがって、それらの諸定義に述べられてくるものは古代キリスト教の思想財であつて、ゲルマン的思想財ではない。ケーブラー自身が「ゲルマン的法理念 (germanische Rechtsidee)」といふ言葉を用いていたことに世良もディルヒナーも重きを置いているが、しかし、それは当然、ケーブラーによつては否定的な意味で使われていた。彼は、*consuetudo* や *mos* にたいして制定された *leges* が時として著しく背景に退いているのは、ゲルマン的法理念のせいではなく、「行政技術・行政組織の貧困とキリスト教理念とによつていた指摘する。<sup>(36)</sup> わよそ、ケーブラーは「ゲルマン的法理念」であれ「ゲルマン的思想財」であれ、それが何であるかは一言も漏らしてはいない。それは史料から立証できないというのが、彼の主張ではなかつたか。

以上を要するに、ケーブラーの発言は必ずしも明瞭とはいえず、誤解を生み易いものの、彼が主張しようとしているのは、中世初期法は「ゲルマン的」法でなくローマ法的キリスト教的法であったということである。他方で、彼は通説批判に忙しく、初期中世法におけるゲルマン的要素の問題には口をつぐんでいる。(中世初期法からこの要素を完全に抜き去ろうとするのはおそらく彼の真意ではないと思われるが)「社会的政治的、および歴史的な三次元的思

考 (Dreidimensionalität) をとり、すなはち「諸々の用語を具体化するだけの一次元的思考」に後退してしまったとして彼の方法がデイルヒアーによって批判の俎上に載せられたのは、そのことに関係していよう。とりわけ、デイルヒアーが考察に加えねばならぬとしているのは、本来的に法を扱い、法を作っていた貴族的農民的階層である。しかもこの階層が、法を記述するという作業に携わっていた聖職教養階層によって影響を被っていたのは、彼によれば、「いく部分的」にすぎなかつた。

九 「『食き古法史』」といふ連続的なゲルマン＝ドイツ的觀念が存在したとするような見解は、おそらく放棄されねばならぬ」、それに代わって、「ドイツ法史についても『十二世紀ルネサンス』とのより密接な関連が承認されねばならない」とクレッシェルは言つ。ヨーロッパ法史研究における十二世紀の意義は、とりわけカノン法研究の分野では早くから光明が進められてきているが、クレッシェルは「ドイツ法史」における十二世紀の再評価ということを強調する。例えば、「初期継受」に関してこのように言つ。初期継受は、中世末期、近世初期にかけての本格的継受と同様、外来の個々の法素材、つまり個々の法規範や法制度の受容というよりは、むしろ「土着の法思想の転換」というところにその本質が求められる、と。こうした観点は一面では、個々の国民単位の法史の枠を取り扱うことで成り立った近世私法史研究に繋がっている。一般に、継受というのは個々の規範や制度の受容にその第一義的意味があるのでない」とは、フランス・ヴィーアッカーが指摘していた。また、コーリングは「ドイツにおけるローマ法の全般的継受（total reception）」なる概念を批判する中で初期継受の現象に注目し、初期継受に見いだされる法発展は西ヨーロッパとドイツとは「きわめてよく似た成り行きをたどつた」と言つ<sup>(35)</sup>。いずれにせよ、しかし、クレッシェルがこのように「十二世紀の再評価」を力説するところを、当面の慣習の問題に関わらせて考えて見るとき次のような疑問が起きてくるのは否めない。彼が、慣習概念の古代からの連續性を強調することと、十二世紀ルネサンスの意義

を高く評価しようとする」ととは、果たして整合するのであろうかという疑問である。というわけは、後期ローマ法とキリスト教観念によって支配された慣習概念が古代から連続して十二世紀に及んでいるということは、少なくともこうした慣習概念については、十二世紀ルネサンスはほとんど意義をもたないという結果にならざるをえなくなるからである（後述十参照）。

他面で、クレッシェルはあくまでドイツ法史における十二世紀の再評価を問題にしようとする。彼は「十二世紀以降、ドイツの法思想そのものに変化が起きた」と述べ、古代末期から十二世紀に至る法と法概念を、コーリングのような「ヨーロッパ的法文化」の観点<sup>(3)</sup>からではなく「ドイツ法史の問題として取り上げる。なぜ、クレッシェルは「ドイツの法思想」を取り上げるのであろうか。これは、もしかすると説明の必要なことであった。というわけはこうである。彼が正面から批判の対象としたケルンの中世法論は、ケルンの、神の恩寵と抵抗権に関する大きな著書のいわば副産物といえた。ところで、この著書の序文冒頭において著者はこう書いていた。いままで、中世研究はナショナルな基準に基づいておこなわれ、ナショナルな精神によって研究が指導されてきた。この精神は十九世紀において法史研究が大層力強く押し進めてきたものだが、しかしこれによって、ヨーロッパの生活が有した大きな共通面は中世研究の周辺部に追いやられてしまつことになった。しかし、法と世界観との関連を根拠づけるという仕事は他のどの分野にもまして、比較の方針に頼らなければならない。それが、本書で取り扱う君主制の理念史であって、しかも、個々の国の君主制ではなく、ヨーロッパの君主制一般を問題とするのだ、と。これに比べるに、クレッシェルは一九八一年の学会報告「中世の国制史と法史」においてこう述べた。現代ドイツ語のレビトという言葉は法も権利も意味するのに中世ドイツではそうではなかった。ラテン語であれ俗語であれ、法と権利とは別々の言葉で表現され、別々の観念領域に属していた。それはあたかも、現代の英語のローとライトとの関係のようだった<sup>(39)</sup>、と。それ故にドイツ

の法思想が問題だということになるのであるうか。ヨーロッパを対象としたケルンの中世法をクレッセルはドイツに関してだけ批判しようとするのであらうか。こゝら辺りの問題については必ずしも明瞭ではない。

十 さて、世良はケルンとの関係を離れて、いなむしろ、この点についてはケルンにたいするはつきりとした批判——『良き古き法』の觀念がほぼ純粹な形で通用しえたのは中世初期（十一ないし十二世紀まで）においてのみであるとの——の立場に立ちつつ、『初期中世の慣習概念も『神の真理』の優位性の觀念によって支配されていた、と結論する』とは許されない」と述べ、慣習の古代からの連續性に関するクレッセルの所論に異論を提出した。その理由は、「神の真理」の強調は、アウグスティヌス以後、グレゴリウス七世にいたるまで、教会によって一度もおこなわれていない」ということにある。教皇グレゴリウスは、アヴェルサの司教ヴィムントにあてた書簡中でヨハネによる福音書（前述四参照）を引き、さらに『聖キリストの言葉を用いれば、いかに古く、深く根を下した慣習といえども、どのような場合でも、真理にしたがわねばならず、真理に反する慣行は排除されねばならない』と書いていた。『神の真理』を語るこのグレゴリウス書簡は世良によれば、『初期中世には中断していた古代末期の『神の真理』』という觀念を、新たにとり上げて強調したものであり、この意味において一つの新しい時期を画するもの』であった。また、クレッセルが十二世紀における新しい法觀念の成立に寄与したというカノン法の影響との関係では、世良はこう言う。『カノン法の影響は……『神の真理』の名のもとに慣習法に対する批判の原理を樹立し、かくして慣習法の絶対的通用力に歯止めをかけたもの』であり、これにたいして、『カノン法が慣習の権威を高める作用をしたなど』ということは、到底考ええない』と。

残念なことに、ゲレゴリウスの右の書簡は断簡であるうえに、それがいつ出されたかは特定できず、また、それがしたためられるに至った事情も現在のところ全く分かっていない。当時起つていた、シモニストによる秘蹟（教

全外秘蹟)をめぐる論争は、グレゴリウス改革において、とくに「カノッサ事件」(1077年)以後、ペトルス・ダミアーニの説でなく枢機卿フンベルトゥスのキリアヌス的・ドナティスト的秘蹟論を採用する方向に急進化したとい<sup>(12)</sup>。このことが右の書簡と何かしらの関係があるかも知れないが、これも単なる推測にとどまる。また、書簡が神の真理を引いてこれに慣習は従わねばならぬとしているのは、教会内部の問題としてではなく、むしろヴァルター・ウルマンが考えるようにドイツ国王に向かっているのかもしれない。さらにアヴェルサの司教あての書簡に『聖キリアヌスの言葉』として挙げられているものが、直接にキリアヌスの——おそらくは『書簡』七四・九あたりからの一文に基づくのか、それとも別の誰かの文章からの間接的引用によっているのかも分からない。ただ、慣習は真理に優先しえない、あるいは真理と理性に優先しえないとする、テルトゥリアヌス以来の古代キリスト教の思想は実際には、ランスのヒンクマールスやオリヤクのジェルベール(後の教皇シルヴェ斯特ル二世)の例から窺えるように、アウグスティヌスの時代以後の時代になると全く忘れられてしまっていたというのではない。

ともあれ、しかし、アウグスティヌスに続く時代には、聖職者世界においては、法を真理と理性から測るという考え方ではなく、法は、ハンス・マルティン・クリンケンベルクが指摘しているように『時の必要(necessitas temporis)』とか、『事物の必要(necessitas rerum)』によって変えることができる、という考え方が表面にでてくる。<sup>(13)</sup>こうした事情のなかで、『慣習と真理』論がグレゴリウス改革という特定の歴史状況において意識的に取り上げられたということは、世良が力説するように、看過できない。先に紹介した『legum et rectum constitutio[n]em』といつた証書の文言(前述五)には確かにキリスト教の思想が反映していたかも知れない。しかし、ここにあらわれたキリスト教思想は、当事者が何らかの立案をおこなうとか政策決定をするとかの目的を取り上げられ強調されている、というものではない。こういった状況はあたかも、野口洋一がグレゴリウス七世起草の『教皇令書』(ディ

クタトゥス・ババエ)において打ち出された教皇首位権について、こう述べているところと軌を一にしているといえよう。「教皇首位権の理念それ自体は何ら新しいものではなかった。それは、すでに古代末期以来、レオ一世をはじめグレゴリウス大教皇その他によって主張されていた。」しかしそれは「教会体制の中心的基盤として認識されてこなかつたし、現実にも教会を動かす力とはなつていなかつた。」グレゴリウス七世が初めて、「教皇首位権の貫徹こそ改革の基本的解決であり、教会統治の中心的課題であるとの認識」を抱き、教会改革計画の中心に据えた<sup>(15)</sup>、と。これを要するに、キリスト教思想が存続していることと、それが特定の歴史状況のなかで特定の当事者によって殊更に取り上げられるということとは、当然局面を異にしており、このことは充分認識しておかなくてはならない。

ただひとつ重要な問題なのは、〈慣習と真理〉論については、アウグスティヌスは一から十までキプリアヌスと同列に置くことはできないということである。すなわち、彼が慣習に相当の重きを置いたことは、看過できない。四〇〇年ごろ書かれた手紙の中でアウグスティヌスは例えはこう述べている。《信仰に反せず、良き慣習 (bonos mores) に反しないと確認されるものは、躊躇することなく、守られねばならない。それが人々のもとで存続しているという人々の社会のために、それは、維持されねばならない。》また、《慣習を変えること (mutatio consuetudinis) は、それが有益さによって支持されているときでさえも、革新をもたらすがゆえに混乱を生む。それゆえに、有益でもなく無用の混乱を結果として起こさせるような慣習の変更是、有害である》とも言っている。慣習の重視は、キプリアヌスとアウグスティヌスとの時代の相違に大きく関係していた。キリスト教公認後一世紀の時代というのはすでに、堀米庸三によれば、「國家と社会に対する現実的で強力ある態度が必要であり、あくまでもキリストの啓示に忠実でありながら、キブリアヌスのファンティズム (は) : 排せられるべき時代」となっていた。アウグスティヌスが、全体教会会議——地方教会会議ではなく——の権威に由来する慣習はそれ自体すでに真理的契機を有するものと見なし

たのは、このことにも関係していたであろう。

とくにこのアウグスティヌスとともに、キリスト教会、社会に特有の伝統主義は中世に受け継がれていく。グレゴリウス七世が改革に努めた反面で伝統の保持に執着したことはつとに指摘されてきているところであるし、教皇首位権の確固とした信奉者であると同時に、他方では教皇権と世俗権力との協調を図るという観点から後者にたいして幾らか妥協的態度をとっていたシャルトルのイヴォーもまた、『法律に反することのない慣習はこれを維持するということから、聖教父の最大の権威は発出する』、と述べていた。フランチエスコ・カラッソは、イヴォーのこの言葉を、伝統主義的な考え方を表明していた、アウグスティヌスのある手紙の文言に結び付けて紹介している。<sup>(50)</sup>

グレゴリウスが他ならぬキプリアヌスの言葉を引いたのは、すでにもうアウグスティヌス的中世的伝統主義の思潮が広く支配してきている中での出来事であった。このような背景の事情を理解することで初めて、一つの画期となつた、かの教皇書簡の意義は、さらに明瞭になることであろう。

### 三

十一 「法に包含されている社会的現実というものは、実際、個々の歴史的法制度の中にこそ見いだされるのであって、（客観的な）『法そのもの』といった概念の中には発見されえない」と述べる中でクレッシェルが『法そのもの』と言っているのは彼の別の言葉で示せば、「一般的に妥当する諸規範の一個の組織としての法」である。暗にケルンの中世法概念を指している)のような法の観念は、彼によればザクセンシュピーゲルに見いだされるが、しかしそれ以前には「全く異質な初期の法」が存在した。この意味で、ザクセンシュピーゲルには「ヨリ古い『アゲレガート

ツーシュタント』から新しい『アグレガートツーシュタント』への法の転換が観察される。」法の転換は、ザクセン・シュピーゲルにおいて、一二一〇年代前半のハインリヒ（七世）王のザクセン平和令や帝国平和令における期限つきの諸命題が「恒常的に妥当する法」と見なされていたところに現われている。これは、アイケが「古ゲルマン的な法觀念の証言者ではなく、自然法的に思考し学識法を知っていた」とからくる。そしてクレッセルの主張はこう続く。「法史における法概念は、法の〔法の転換の起きる以前の〕比較的古いアグレガートツーシュタントをもたらすに取り入れるものでなければならず、一般的に妥当する諸規範の一個の組織としての法、といった觀念に固定されたものであってはならない。」これによると、「一般的に妥当する諸規範の一個の組織としての法」——これを以下では便宜上「規範的法」と呼ぶ——も法史上の法概念となりうることは、否定されてはいない。ところで、右の文章は、「初期の法」と、これと全く異質な「規範的法」の二つを同時に取り込んだ、一つの、法史上の法概念の必要性が求められているのであろうか。クレッセルは、法史における法概念を「拡大すること」の必要をうたえ、「法」という言葉の「非技術的で比較的ゆるやかな使用法」を提倡するが、それはこのようない意味なのであろうか。おそらくはそうではあるまい。というのは、相互に完全に別種の法觀念を同時に含むというような、一つの法史上の法概念を規定づけるなどは、論理的に不可能ではないだろうか。とすれば、「法の多層性を包摶しうるような法概念を構成する」ことではなく、中世的法の「多層性」——周知のよう、ヴィルヘルム・エーベルがすでに解明したような——そのものの確認ということが、そこでは問題となっていると思われる。実際にクレッセルがおこなっているのは、左述に見るよう、初期の法を規定づけることと、右に垣間見たように、初期の法から中世後期への法觀念の変遷の契機を探ることだけである。

規範的法はザクセン・シュピーゲル以前の時代の法、言い換えれば「初期の法」には見られなかつたというのが、ク

レッシェルの見解であつた」とすると、初期の法は何であったのか。これは彼によれば、裁判において審判人が質問に答えて宣示するもの、つまり「判決」であつた。<sup>(53)</sup>したがって、判決を宣示する以前に、前もって規範的法が存在している、といった観念は審判人にはなかった。ただ、「アグレガートツーシュタントのかたちで、判決の宣示の以前にも、審判人の頭の中にはあつたかも知れない」法——これ自体も、法史研究の対象になるとされている——までも、否定はされていない。<sup>(54)</sup>ここにいわれているのは右の「比較的古いアグレガートツーシュタント」のことである。この類のアグレガートツーシュタントでもって何がイメージされているのか、クレッシェルからは分からぬ。それはおそらく、すでに古くアウグスト・ジギスムント・シュルツェがゲルマン的(中世的)判決——もちろん、シュルツェは中世だけを問題にしようとしているのではないが——に見られる、「法内容 (Rechts-Inhalt)」と「法命令 (Rechts-Befehl)」との区別——法内容は、法命令によって初めて「法 (Recht)」となるとこう意味の——を論じた中で、判決作成のさいに判決人の内部的な確信の根拠となつたいくつかのマテリアル(資料)を「集塊 (Conglomerat)」と呼んでいたものに相当しておろう。こうした集塊としてあげられているのは、記憶、風聞、慣習、法感情、世論、信仰や迷信などといった「心理的、倫理的性格」の諸力であつた。<sup>(55)</sup>さらにまた、アグレガートといふ言葉に関しては、例えば次のような文章がある。「サヴィニーは、ローマ法源を、たんに、法的諸命題のゆるやかな Aggregate としてではなく、あるヨリ高次の秩序、すなわち、法律家が初めて創造するというのではなく、ただ認識する必要があるだけの、或る有機的な全体、の諸部分として理解した。」このアグレガートとは単純な「集まり」を指し、これにたいするのが「ヨリ高次の秩序」——言い換えば、「外面向的な配列 (Anordnung)」にたいするに「内面向的な体系 (System)」——である。<sup>(56)</sup>この例からクレッシェルの所論を考えると、「比較的古いアグレガートツーシュタント」としての法とは、さまざまの法的命題、あるいは法的觀念が單純に集まつた状態を指すことになる。こうした——村上淳一の言葉でい

えば「単なる堆積」の——状態にあつた法はやがてザクセンシュピーゲルの時代になると、「新しいアグレガートツーシュタント」にある法、つまり規範的法——「ヨリ高次の秩序」——の中に、これの諸部分を構成するものとして位置を占めるようになる。

世良はクレッシャーの提起した、比較的古いアグレガートツーシュタントという概念を「何が正しいかについてのいろいろの判断材料ないしは判断基準が、一人の人間の頭の中に『集合状態』」にあることと捉えて、しかもこれをケルンの中世法概念に見ると同時に、ケルンのこの法概念をシュルツェの文章を引用することで敷衍した。<sup>(5)</sup> 世良はおよそ彼の中世法に関する最初期の論文以来、好んでシュルツェの「一八八三年の、現行民事訴訟法の諸概念の解明」——これは、「ただ歴史的方法によつてのみ」果たされるといふ——を目差した、その意味ですぐれて法実証主義的関心<sup>(6)</sup>にあつた研究を引くのであるが、ケルンとの関連でいえば、「ささか問題がある。」というわけは、シュルツェによれば、右に紹介したような諸力からなつた法意識や法感情の「集塊」は、「法」——彼によれば、それ自身で妥当する法、「現実的な意味での法」——ではなく、「法についてのイメージ (Vorstellung einer Rechtsordnung)」に過ぎない。このイメージは、裁判所における個々の具体的事件の解決を契機にして、言い換れば、裁判官の「法命令」を通して初めて「法」となる。この意味において「それ自身の力によつて現実的な法」というのは、そもそもドイツ中世には存在しなかつた。こうしたシュルツェの所論は、世良が認めるようにクレッシャーの見解に繋がつてはいるものの、その所論の趣旨はケルンの見解とそのままでは同列に置けない。「疊らされた良き古き法を回復する」とが、法仲間一人ひとりにとって、「官権にとっても普通の人にとっても、義務になる。普通の人も官権も法に義務づけられており、法の再建に参与する使命を担つてゐる」という、ケルンの中世法に関する中心命題を読めば、そことは、おのずと明らかであろう。すなわち、そこには、シュルツェの「」とく、一般人の法的確信（「法内容」。これは

まだ「法」やまなかつた)と、裁判官の「法命令」(=「ある内容を法としようとする、国家権力の意思表明」、つまり「高權の行為(Act der Obrigkeit)」)と区別するとか、法命令によって初めて「法」(=「それ自身の力によって現実的な法」)が成立するところの考え方は、無縁のものである。<sup>(62)</sup>

十一 じわざか脇道にそれが、「比較的古いアグレガートツーショタント」の問題に戻れば、ケーブラーも、中世初期に、「正しいもの」という観念、「一種の正義の觀念」が存在したとして、それを recht に見ていた。recht が何を指すかについては、ケーブラーはクレッシャーと意見を異にするが、少なくとも recht に規範的法を認めない点ではクレッシャーと同意見である。<sup>(63)</sup> こうした規範的法が存在していないからこそ、クレッシャーによれば、中世初期において「法とは、同時代の人々にとっては、そのときの判決と同じもの」であった。村上は、この点をいう敷衍している。人々が互いに主張する権利の実現は、ただその都度その都度、個別的、具体的に折り合ひをつけるというこじに由つていた。折り合いをつけける方法には、契約による場合と、判決による場合とがあり、この二つだけが、そのときどきに、人々の行為を相互に拘束づけるものであった。<sup>(64)</sup> と。

なお、この契約ということについても、クレッシャーはこう述べている。「制定法に基づくのであれ、慣習法に基づくのであれ法秩序といった觀念は、初期のドイツ法には無縁のものであつたに違いない。契約あるいは信約(fides facta)そのものによって設定される法的効果が、さむなくば裁判集会庭によつて行使されていた lex のいずれかしか存在しなかつた」<sup>(65)</sup> で「初期の法」についてその存在が否定されてくる「慣習法」ところのは、「慣習によって一般的に妥当する規範が生み出される」といった意味での慣習法のことであり、クレッシャーはこれに代えて「法慣習」という言葉を提起した。中世ドイツには、個別個別の事件において契約を交わすことによつて当事者がみずからを拘束づけるという慣行はとくに都市においてしつかりと根を張つていていたが、これにたいして不文の法秩序といった

ものはなかつた。「したがつて、中世ドイツ法は、法慣習は知つていたが、慣習法は知らなかつた。」ただ、ここでは「中世ドイツ法」というように、中世全体について「慣習法」の不存在が主張されているかのように見えるが、クレッセルの真意は、学識法の浸透によつて規範的秩序の觀念が次第に拡大していった中世後期に至る以前の時代が、念頭にあるものといえよう。中世後期になつて初めて、「契約は法を破る」という法諺が現われることから判る通り、法と契約とは対置されるものとして理解されるようになる。もつ一つ注意すべきは、不文の法秩序が存在しなかつたというのは、クレッセルによれば、「実体法」についてだけあてはまるとされる。これにたいし、裁判の場で契約を交わし契約が効果を生むには一定の形式を守ることが必要であったとか、訴訟において権利を獲得し権利を主張するには特定の形式を踏むことを要したとかいつたように、「諸形式」が問題となつてゐる場合には、すでにヴィルヘルム・エーベルが『形式<sup>(1)</sup>というものは、最古の規範だ』と強調したように、古い法といえども、紛れもなく、確固とした諸規則を知つていた。ここにいわれている諸規則、すなわち裁判規則というのは、「裁判集会民によつて行使されていた lex とクレッセルが述べてゐた（右述）といふの lex に相当している。

クレッセルが、法とはそのときどきの判決に他ならない、との彼の中心命題を提起したのは、それによつて、「法に包含されてゐる社会的現実」、言い換へれば法が契約とか判決とかの形でしか存在せざるをやせなかつた社会的現実をヨリよく説明できるからであつた。社会的現実は、契約とか判決とかの「個々の歴史的法制度」の中にヨリよく見いだされるのである。では、法が契約とか判決とかのかたちでしか現われえなかつた、中世初期、しかもドイツの社会とはいつたい具体的にどのような社会がイメージされているのであるうか。クレッセルの所論からは分からぬ。ここで直ぐ浮かぶのは、主君と家臣との封建関係によつて作りだされてゐた社会——「これはドイツに限らないが——である。ここで形成された封建法とは、ハインリヒ・ミッタイスの言葉を借りれば「諸規範の総体」という

よりも、むしろ、契約条件のゆるやかな組み合わせ<sup>(4)</sup>から成っていた。とくに中世の「政治的契約」の領域においてだが、およそ契約というものがいかに重要な役割を果たしたか——契約じたいが、法 (objektives Recht) をつくりあげた——をつきとめたのも、エーベルよりも早く、このミッタイスであった。「法律、契約そして判決のあいだには、法史的に見るととき、作用 (Wirkung) のうえではほとんど差異がなかつた。それゆえに、契約は、第三者によつても客観的規範として承認されうるし、それに参加する道が第三者に開かれうる。またそれゆえに、法律も契約、præcta として現われうるし、あたかも契約のことごとく誓約が交わされることによって、拘束力を強めること<sup>(5)</sup>ができる（ラント平和令……）のである。」また、法律や判決、契約は元来は個別事例を規律しようとするが、しかし、当該個別事例を超えたヨリ広い範囲にわたつて適用されるだけの力を秘めている。けだし、「どんな具体的な命題といえども、すでに、純粹に論理的に見ると、暗黙のうちに抽象的一般的規範を孕んでいるものなのである。」見られるように、ここでは、クレッシャーにおけるとは異なつて、契約や判決の他に法律<sup>(6)</sup>——規範的法——に言及されているが、しかし、その趣旨によれば、中世においては、法律といおうと契約、判決といおうと、現実の法の機能の点で相互に何ら変わらないのである。

十三 村上は、ケルンの提起した中世法<sup>(7)</sup>、「良き古き法」に、「非制度的で無定形な」法の他に、「慣習法」を見ている。ケルンは、「ゲルマン的国家においては、法は、慣習法、『父祖の法』[leges patrum]、数限りない個別の権利の一個の連関としての所与の客観的法状態であった」と書いた。村上によれば、数限りない個別の権利に「一個の連関」があつたとするならば、中世法は、近代法と異なるくなる、ただ、近代法が制定法・判例法であったのに反して、中世法は慣習法であったという、たんに形式の上で相違するに過ぎない。ケルンは、中世法を一面で、この意味での「慣習法」——すなわち、「慣習法・判例法・制定法」といった近代的法源論上の分類<sup>(8)</sup>の中に位置を占めるものと

説しての——として提起した、というのが村上の考え方である。ただ、中世法の「無定形な」の面と、「慣習法」の面と、この二つの面がどのような関係にあったのかは、説明がなされていない。

中世法の無定形さというのは、法が判決人の良心や法感情に帰されていたこと、法は「多義的な内容を盛られた不明確」さ(ケルン)を帯びたものとして捉えられていたことから説明できる。これにたいし、ケルンが慣習法を「近代的法源論上の分類」にあてはまる概念として提起したと解するには、世良のいう通り、疑問があろう。ところで、ケルンによれば「古さ」だけでは法ではなく「良さ」が中世法の不可欠の一要素であったが、この「良さ」とは、中世法の無定形さをもたらしたところの、法感情にうつたえて法が測られるということを意味していた。「法感情」に矛盾する場合には、たとえ法の「古さ」が充分証明されても、人々は当該の法にたいして不信感を抱いた。こう見えてくると、いうところの、中世法の二つの面とは実は、無定形さ、言い換えば良心や法感情ということで一つに重なってくる。

十四　さて、村上が否定しようとする、個々具体的な諸権利をまとめ上げている一つの観念というのは、中世初期にはほんとうに存在しなかったのであろうか。私には、それが、「正義の観念」として存立していたように思われる。ただし注意すべきは、それは、ケルン風な、人々の良心や法感情にのみ還元されてしまうのではなく、かえって、人々の良心や法感情もまたそこに根をもつていた正義の観念である。これは、中世がローマ人から引き継いだ自然法の理念といってよい。ローマ人にとっては、自然法は人間の理性によって理解されるものであった。キケロは『國家論』の一節で『眞の法は、自然と調和している正しい理性である。それは、すべての人に適用され、恒久不変のものである』と書いた。中世においても「自然は、依然、社会秩序を形成する。」古代と異なるのは「神が自然の創造者となつた」ことにある。<sup>(註)</sup>しかし「神」の思想そのものは、キケロが右に続けて述べているところにすでに現われていた。

『ただ一つ恒久不変の法が、あらゆる国民、あらゆる時代を通じて有効なのである。そして、われわれすべての上に、いわば、ただひとりの共通の主人であり支配者、すなわち、すべての者の神が存在している。というのは、神は、この法の創造者、裁判官であり提案者だからである。神に不服従の者は、自己自身から逃げる者であり、自分の人間たることを否定する者である。まさにこのことによって、最高の罰をうける者である。』

このキケロの文章を、ケルンが中世時代には「ただ一人の女神ユスティーティアが王座に座している」と述べると比べると、キケロの神とケルンのユスティーティアとは頗る類似した性格のものであったのが判る。「一神教の思想そのものがギリシア・ローマ人の間に決してめずらしくはなかつた」ことも指摘されている。<sup>(19)</sup> ともあれ、実際にケルンは、「ゲルマン的国家法」であれ、キリスト教的法であれ、法が主権者であり、法はあらゆる支配者を拘束づける、という中世的法観念は、ストアの自然法に遡るものと見て、キケロの『法律論』を引く。《執政官の権力とは、統治を行ない正しく有益で法に一致することを命じることにある。》というわけは、法が執政官を統治するのと同じよう、執政官は人民を統治するのである。執政官とは法律が口をきいている者、法律とは黙っている執政官のことである。<sup>(20)</sup> ただ、ローマの執政官は実定法に拘束されていたのに反して、中世の支配者は理想法——ケルンによれば「良き古き法」あるいは「神の法」——を頭に戴いていたのが異なった。法の主権性の根源となっている、口をきく法律、つまり《生ける法律 (lex animata)》の観念は、王権に関するヘレニズムの概念に由来した。このヘレニズムと中世との関係について、かつてエルンスト・カッサーラーはこう書いた。「ヘレニズムは、つねに変わることなく、中世哲学のもっとも強力な要素の一つであつた。」ところで、ギリシア思想とキリスト教思想とはある大きな一点において根本的に異なつた。カッサーラーは、プラトンの正義論を解説してこう述べる。「倫理的法則の『起源』について語ることはできない。それは何ら起源といふものをもたない。それは、つねに、それがあるがままに存在してき

たし、またつねに同じく存在し続けるであろう。：『不文の法』たる正義の法は、何ら始まりの時をもたない。それは人間や神の力によって作られたものではない。」—これは、キリスト教思想家には到底受け入れることのできない考え方であった。というわけは、キリスト教思想は、一人の立法者、一個の人格である神を前提とするものであった。ギリシアにおいては「いすれの人も自分の道を自身で見いださなければならない」とし、「自分自身によって見いだされない真理は、およそ真理ではなかった。」—こうした思想は、「唯一の教師は、ただ神のみである」といった観念とはあい容れえなかつた。

この古代思想と中世思想との橋わたしの役割を果たしたのが、「自然と一致して生きること」を第一に求め、人間は本源的に平等であり自由であるというストア哲学であった。ローマ共和制時代の政治家たちの公的生活を支配するにいたり、哲学思想と政治思想とを結びつけたこのストアの思想から引き出された帰結は、カッシーラーによれば次のようにある。「いかなる政治権力の権威も、つねに絶対的たりえない。政治権力はつねに正義の法に制縛される。こうした法は、神的な秩序そのもの、至高の立法者の意志を表現するものであるゆえに、変えることも犯すこともできない。」さきのキケロの言葉に現われ、やがてアウグスティヌスに引き継がれた思想はこれである。しかし、アウグスティヌスはキケロの「神」にたいしては、次のように主張し、これがやがて中世全体を支配するキリスト教的法思想となつた。「眞の正義は…キリストが創設者であり統治者である」ところの国家においてのみ存在する「『神の国』」の一一。」ここに、キリスト教的中世は、人間は人間の命令よりは神の命令に従わねばならない、という神の正義に人間の共同生活を準拠させていく。トゥルーゼンによれば、ザクセン・シュピーゲル・序言にいう『神は、御自身、法なのである』の文言は、その意味内容の上ではアイケによって初めて考案されたものではなく、中世を通して聖書に基づき繰り返し出る「アウグスティヌス的伝統」——神がすべての法の源泉であるとの——を表明していた。中

世において、キケロの《自然》(右述)と、神とは同一視され、これら両者に由来する諸命令は信仰を通して理解される対象となる。「中世の法律家は、[自然と神の両者がらべる諸命令、つまり] 永遠の法のことをローマ法の言葉で *aequitas* と呼び、この法を導く意図のことを *justitia* と名づけた」。<sup>(72)</sup> ポローニア法学派の誕生に先立つ中世初期のあら法律文献 *Fragmentum Pragense* の匿名著者は、じつ述べていた。《*aequitas*》とは、等しい場合には等しい法を求めるという、ものゝにおける調和である。神はこれ「等しい場合の等しい法」を求めるという、まさにこのことによつて、神が *aequitas* と呼ばれる。神の他には *aequitas* はない。じつ *aequitas* が人間の意思の中につねに存在するとき、その場合の *aequitas* は *justitia* と呼ばれる。<sup>(73)</sup> 」ののような意思が命令——成文になっておろうが慣習に基づいておろうが——の中に移されるとき、そうした意思是 *jus* と呼ばれる。《*aequitas* については、すでにキケロも同じ思想を述べてした。《*aequitas* とさ、等しい場合には等しい法を求める」と、「トピカ」1111)。ともあれ、そこでは、神の永遠の法に導かれた人間の意思が正義と呼ばれた。また同じ匿名著者は書いている。《法は正義に基盤を置いているがゆえに、そして、法は、あたかも小川が泉から流れ出る」と、それ「正義」から流れ出るがゆえに、それを優先させる。正義とは、各人にかれのものを配分する意思である [= *Dig.*, I, 1, 10]。確かに、それ「正義」は、神の中に欠けるところなく完全に存在するが、しかし、われわれにとっては、「各人に各人のものを配分する神の正義への」関与を通して「初めて」、正義が存在する、といわれる」と。」<sup>(74)</sup> でも、人間は神の意思に導かれることによって正義に与かるものとされる。《正義とは、各人にかれのものを配分する意思》との命題は、古代末期以降、アウグスティヌスが《正義は、各人にその人のものを分配する德である》(『神の国』十九の二十一)と述べ、また《秩序とは、等しいものと等しくないものとにそれぞれその場所を当てがう配備である》(同十九の十三)と書いたのを皮切りにして、ヘルスマニエルトのランペルト、ラオテンバッハのマーネゴルドといった教会改革派の修道院長らに

説  
論 よって中世初期へと伝えられていく。むわあれ、以上の意味で、キケロからアウグスティヌスへと伝わり、さひに中世の法律家へと連綿と続き、中世的法概念の形成に関わった。正義観念をめぐる古典古代的要素には、充分考慮を払う必要がある。

十五 一九一四年の著者『初期中世における神の恩寵と抵抗権』においてケルンは、法の主権性の觀念をストア的自然法に遡りせしの例証として、アウグスティヌスが、キケロにしたがつて、『正義の存しないところには國家は存しないと結論せねやしない』、と述べてゐる（『神の國』十九の「十一」）文章をあげる。ケルンによれば、このよくなストアの自然法に合流したのが、キリスト教的・神政的官職思想であり、これより一つの原理から中世法觀念は成立つていた。これをケルンは、セヴィラのイシドールス『命題集』（3.51.1）の一文『君主は彼の法律に従順にしたがう』というが、正しい君主である』を手初めに、ランスのヒンクマールズやソールズベリのジョン、さらににラクーンなどの著名な学者の文章から例証した。といふが、一九一九年の論稿『中世の法と国制』においては、一転して、学者的法ではなくて「民衆的法意識」を論じゆるかゝつてゐる。民衆的法觀念によれば、法は人々の「良心」（「正義感情」）と古来の「法承」の中に発見される。証書や部族法典、法書といった「これら三つの記録された法部分は、自己並んであやこせぬ四品」の上位に、やうに、生きた法感情ないしは口頭で伝承された法をもつていて。しかも、「良き法」といわうと、『古法』といおうと、それは全く同義』であった。

他方で、ケルンは一九一九年の論文において、法は、正義そのものと同様、「各人に彼のものせしめられ」神の奉仕者として眺められてゐる。ところが、これとは別に同趣旨の発言が「Fragmentum Pragense」に現いだされていたのは、右に（十四）述べた通りである。となれば、民衆的法意識といつても、それは、学者的法觀念と変わらないことにならう。といふで、民衆的法が学者的法と最も大きく異なる点は、ケルンによれば、

理想法と実定法との区別が意識されていなかつたところにあつた。「教父たちの法哲学は、ストアに依拠して形成され、自然法という、倫理と法との混合領域を後世に伝えた。」後世とは中世であるが、ではこの中世の学者はどうなつていくのであらうか。彼らは、「古典古代の諸理念と、彼らの環境世界の生きた慣習法との対立に訓練され、さらにまたローマ法に訓練されて、しだいに、自然法にたいする対立＝補充概念としての実定法の概念を作り出した。」実定法の概念が作り出されてくる時代は、「こうして、ローマ法が、教会法と一緒になつて、しだいに中世的法概念を破壊していった」時代に属している。<sup>(15)</sup> ということは、しかし、それ以前の時期においては、ストア的自然法——しかも、キリスト教化されていく自然法——が、学者的法観念を支配していたことになるであろう。同時に、この時期には、未だ、理想法と実定法との区別の意識が存在していなかつたということにもなる。<sup>(16)</sup>

これを要するに、ケルンの説こうとした「民衆的法意識」、言い換えれば「良き古き法」の観念とは所詮、学者的な法、ストアの自然法、そして、それに続くキリスト教的自然法の概念ではなかつたのかという疑問をほとんど禁じえないものである。<sup>(17)</sup>

この疑問にも関係するので、もう一つだけ述べておきたい。ケルンは『中世の法と国制』の第二一部（「国制」）第五章（「時間的中世と概念的中世」）において、中世の精神世界について——このことは、従来あまり曰がとめられてこなかつたが——三つの時期的段階を認める。それによれば、真に「中世的なるもの」の標識はキリスト教的「救済思想」にあつた。言い換えると、法や経済、社会といった世俗的諸領域が純粹に精神化されること、法についていえば、世俗法が教会的な法観念のもとに理念的に束縛されることである。「精神化的程度の高低はもちろんさまざま」であつた。なかんずく法の世界においては精神化は「ある程度までしか」進まなかつた。しかし、ともあれ、精神化、別言すれば救済文化が中世の指導的思想であつた。ケルンはこれを「時間的中世」にたいするに「概念的中世」の言

葉で呼び、具体的には、トマス・アクィナスを読者に想起させる。これにたいして、中世の初期的段階には慣習法が優越的に支配し、と同時に、法と「善きもの」とが混り合っていた。そして中世末期的段階は、法が成文法化されることで法的恒常性を獲得し、この意味で技術的に、理念的にではなくて——すぐれたものになっていき、伝統や「善きもの」といった観念から法が自立していく時代であった。<sup>(1)</sup>

以上によれば、アイケが非自由人身分に関して私見を披瀝したザクセンシュピーダルは、眞に中世的な時代つまり教会的な救済思想の圧倒的な影響をうけ、教会的な法観念に強く拘束された時代の所産となろう。救済文化の時代においては古いということだけでは法ではなく、法は「良い」ものでなければならなかつた。法は良いものでもなければならないというのは、伝来的なものであつてもすべてが良いものではなく惡習も存在しうると考え、しかも「うし」た惡習は法ではないと考える教会的観念に由来する。ところが、ケルンは倫理的教会的観念に強く束縛された法の時代に至る以前に、中世初期的な時代、すなわち、慣習法が優越的に支配し、法と「善きもの」とが混在していた時代を取り上げていた。とするとき、この「善きもの」とは何であるうか。「中世的なもの」の時代における「良い」ものと、どのように繋がつているのであるうか。

この点を先述のケルンの発言とつきあわせると、こうなろう。ストア哲学に依拠したキリスト教父が自然法の名で中世初期へと伝えていたとされる「倫理と法との混合領域」が、右の、慣習法と「善きもの」との混在といふことに相当していよう<sup>(2)</sup>。そして、中世盛期、典型的にはトマス的な時代になると、教会的救済観念が一層浸透していくことによって、中世初期においては混在していた中の、一方の慣習法が、もう一方の「善きもの」によって測られるようになり、こうして、法は「良い」ものでなければならぬとの観念——キリスト教的自然法の観念——が發展していく<sup>(3)</sup>。ケルンは結果的に<sup>(2)</sup>と<sup>(3)</sup>との二つの時代思潮を混同して論じ、このことが彼の中世法論を

分かりにくくなっている一因となっている。

十六 さて、西川洋二は、フランク時代の成文法源の伝承の在り様を詳細に分析した結果から、中世初期の聖俗のさまざまな法規範は当事者にとって単に「提案」たる性格を有していたに過ぎないと主張した。「形式的根拠により、ある場合に、ある特定の規範が、そしてそれのみが適用されるという観念」が中世初期には存在せず、別の解決方法が常に用意されていたからである。したがって、彼によれば、裁判は、和解的性格を帶びており、「一般的規範の適用による一義的決定という構造になじまない」。判決も、判決人や当事者の「提案」を意味していた。こうした所論には、おそらく、近代法についての一定のイメージ——つまり「法の適用」による事件の解決というイメージ——が前提になっている。一般に、「法の発見」から「法の適用」へという裁判觀念の変遷は、中世末期、近世初期におけるローマ法の継承に伴う学識裁判において生じてきたとすれば、それ以前の時代の裁判が「法の適用」という觀念には支配されてはいなかつたのは、「よく常識的な認識」ということになる。世良は、すでにこう述べていた。「まずあらかじめ抽象的・一般的な法規の存在を前提として、その効果として事実上の社会關係が法的關係に転化されるとみる」見方は、封建制社会には通用する余地がない。<sup>(18)</sup>

ところで、裁判が一般的規範の適用になじまなかつたという、このことは、フランク時代において一般的規範そのものの存在を否定する意味であるか。ここに辺りは西川によって明言されてはいない。おそらく、それを否定するといふのではないであろう。というわけは、例えは彼は、こう述べていた。八〇二年のカール大帝の勅令に見いだされる、《裁判官は、書かれたる法によって正しく裁判すべく、恣意(arbitrium)によるべからず》との規定について、ここには、「人民の生活の全般にわたって、正しいキリスト教的な生活の基準を与えるとする」志向が認められる、と。これについては、さきに山田欣吾が八〇一年のこの規定をとりあげ、その現実的効力の点は問題的としつつも、

フランク帝国を「政治化された宗教的共同体」と捉える立場から、一般にカロリングガーヴの諸勅令について次のように書いていた。これら勅令は、「信仰と生活の両面にわたる法規範を客観的に定義し、それを可能な限り統一的に全体へ押し及ぼすこと」が、フランクの諸王に要請されたことの「モニュメンタルな例証」を意味していた。<sup>(1)</sup> カロリングガーヴの宗教的共同体の伝統は、十世紀後期から十一世紀前期に頂点をもち、年代記者 Sigebert v. Gembloix (+ 1112) が十一世紀後期における飢餓と疫病を前に、《オットーの時代》こそはまいと至福の時代だったと口をきわめて賞賛した、いわゆるヘオットー諸帝朝および初期サリー王朝の帝国教会体制<sup>(2)</sup>において復興する。また、ケルンが王法をそれ自体人民法、良き古き法の一部分と位置づけることで、フランク国王の立法活動をほとんど顧慮しなかつたのにたいし、ロルフ・シュブランデルはこう指摘した。「ある立法が効力を有するには、それが自然法の優越的な諸規範と一致している必要があるという観念が初期中世の王令や、教会法の諸作品に繰り返し現われる。」さらに、旧約書や福音書のさまざまな個別的情況のなかで立てられてきた命題——例えば、既述のヨハネによる福音書十四の六の〈慣習と真理〉といった——が、一般的法として、聖職者、そしてこれを通して一般信徒の意識にのぼっていたのは、周知の通りである。

ということになると、一般的な法規範そのものは存在したが、これは中世初期には、特定の裁判事件の解決について当事者を一義的に拘束するものは観念されていなかった、ということである。クレッシャーが、中世初期の法について、「文字に固定されていた leges [部族法典] であれ、ただ慣行においておこなわれていた法 (das Recht) であれ、これらは、抽象的に適用力のある規範秩序の性格をもっていないのは、明らかである」と述べるのは、この意味にとれるであろう。<sup>(3)</sup> しかも、leges であれ、「ただ慣行においておこなわれていた法」であれ、それらは、現実に中世初期の人々の意識に上っていた法であったことは看過できない。例えば、八一九年の『サリカ法典付加勅令』の一

規定 (§ 8) には、いつある (MG, Cap. I, n. 142)。<sup>9</sup> 《第四六條について、すなわち、寡婦を妻に受け入れんとする者について、すべての人々は、左のよてに判決を下した。彼は、レーケス・サリカに書かれてゐるようではなく、これまで彼らの父祖たちがおこなつてきた」とくに、親族の同意と承認によって、彼女を妻にめどるべし。》アフートミーに関する別の箇条 (§ 10) には次のようにみえる。《この「レーケス・サリカのアフートミーの」箇条について、次のように判決される。レーケス・サリカに従つて生きしきたすべての者は、長期の慣習に基づいて彼らの父祖たちがおこない守つてきた通りに、今後、守りおこなうべし。》慣習上の婚姻やアフートミーと、レーケス・サリカに書かれた婚姻法やアフートミー法との間に矛盾があつたのを、右のようなかたちで立法的に解決しようとしたことを、これらは示している。

そこには、慣行としておこなわれてきてゐる法、レーケス・サリカに書きあらわされている法のいずれも、人々、少なくともこの付加勅令の書き手には、婚姻やアフートミーについての一般的法として意識にのぼつていていた。しかも、右の例では、これら両者の法の連関も、一方の法は適用されず他方の法が適用されるというように意識にあがつていた。ただ、法相互間の連関までもが意識にのぼるといふのは中世初期には「く例外的」ことであった。ある法——(正しいもの)——という観念——と、別の法との間に「一つの連関」——例えば「契約はラント法を破る」といった——が存在しているとする考え方とは、一般的には発達していなかつた。言い換れば、諸法について体系的思考が欠如していた。他方で、中世初期にも、とりわけ教会においては、旧約書や福音書の法は、教父に由来する諸命題とは異なる不可変の法とされて、法の間に序列をつけようとする考え方がでてくる。<sup>(82)</sup> クレッセルが、初期のドイツ法に知っていたのは、「契約あるいは信約によつて設定される法的効果」か、「裁判集会民によつて行使されていたlex」つまり「判決」かのいずれかであつて、「法秩序」と「たイメージ (Vorstellung einer Legalordnung)」は存在しなかつた。

たというとき、この文章と、先に引用した彼の文章——そこでは、「文字に固定されていた *leges*」と「ただ慣行においておこなわれていた法」とに言及されていた——とは、どのような関係に立つのであろうか。必ずしも明瞭ではない。右に書く《eine Legalordnung》を、法命題の間に成り立つてゐる一つの連関〉と「うように考えるとすれば、こうした連関の思考は、学識法学の形成をまたなければ意識にのぼらず、中世初期には发展していかつた。

規範的法の問題に関して、世良はこう述べた。「(クレッセルの) いうよなレックス lex、つまり訴訟に関する規則以外にも、例えば人の殺傷・他人の財物の奪取・放火等々の禁止、自由フランク人の人命金が二〇〇ソリドウスであつたことなど、一般的妥当力をもつ『規範的法』はたくさんあつた。」<sup>(83)</sup> これは、クレッセルにたいしてヨリひろく規範的法の存在が認められ、しかもそれが一般的妥当力をも持つとされて、この点で西川の上記所論とも断然隔たつてゐる。しかし、ということになると、地方で、世良が、既述のようにアグレガートツーシニタントを説明しこれをケルンの中世法概念に見た——中世法は「良心」と「伝承」の中に発見される、「良き古き法」は一般的に妥当する法、規範的法ではない、という——<sup>(83)</sup> のと、右の所論——そこにいわれる規範的法も、同じく中世的法であるが——とは、どのように繋がるのであろうか、問題が残る。

他方、クレッセルは、裁判手続が規範的性格を有していたことは「まことに疑問の余地がない」と述べる。しかし、これとても必ずしも自明のことではない。けだし、まず、裁判手続というのは、元来、当事者の契約から發展してきた側面が大きい。そもそも紛争を裁判の対象にするということ自体が始源的には、当事者による契約を通して可能となつたのであり(《訴訟契約》)、訴えの提起も、また、《讀罪せよ、わむなくば宣誓せよ (componat aut iuret)》といふ判決宣告の後におこなわれる証明手続も、契約を前提にしておこないえた。つぎに、「形式」というのは、最古の規範だ」(エーベル)の命題をしてにしてクレッセルは、裁判手続は規範的法の性格を有したとするが、しかし、こ

の「形式」ということについては周知のようにマックス・ウェーバーが「カリスマ的な法創造と法発見」と題してこう書き遺していたのが参照されよう。「呪術が、紛争のあらゆる解決に介在している結果、あらゆる原始的な法手続きに特徴的にみられる敵に形式的な性格が生まれてくることになる。」<sup>(8)</sup> というのは——と、ウェーバーは続ける——「問い合わせ形式的に正しく提起されている場合においてのみ、呪術的手段は正しい回答を与えるからである。」「形式」の背後にあつた呪術的観念については、既述の通り（十一）シュルツェは、判決人の法的確信の内的根柢に信仰や迷信をあげ、類似した見解を表明してたし、世良ははつきりと、アグレガートツーシュタントを構成する諸要素の一につい「呪術的観念」に言及した。<sup>(8)</sup> しかも注目すべきは、これらにいう呪術的な観念は、いずれも、中世的法が規範的方法の性格を有していない点の一例証として指摘されていたものなのである。

## 四

十七 クラウゼによれば、十、十一世紀には、法を一般法と特別法とに分けるといった考え方は存在しないか、未発達であった。帝国におけるなわれているものであれ、一片の領地において遵守されているものであれ、法——慣習法（lex, consuetudo, mos maiorum）——には、法的性質の上で何らの差異はなかつた。特別法の基準として的一般法、特別的規範を限界づけるものとしての一般的規範といった観念がはつきりしてくるのは、十二世紀中頃以降であり、しかもまず教会の領域においてであった。教会は、すでに十一世紀に、多様な法の統一という、教会特有の差し迫つた課題——信仰の基準となる法の確立や、職階秩序の確定といった——のもとで、一般法・特別法の観念を徐々に育んでいた。例えば一〇二三年八月二二日マインツの地方教会会議では、《教会のわざわざまな慣習の相違》（disparitatis

論

nostrorum singularum consuetudinum》にたどりして苦情が提起され、この慣習が、《社議上しきの同意によつて、一つのもの〔法〕ぐと移し変えられる (redigeretur in unum)》)とが切望されたことだ (MG. Const. I., n. 437)。また、ヴォルムスのブルカルドゥスによる有名な『教令集』の編纂 (1007—1011年) もこの関連で捉えられよう。<sup>(22)</sup>

カルル・ヨルダン編『ハイニヒと獅子公文書集』所収の、ハイニヒと獅子公が Homburg 修道院のために諸権利を認めた特權状を内容とする Nr. 112 の文書は、同修道院の十五世紀の写本帳からとられたもので、編者によつて、一七九年の発行年が付されている。が、それ自体としては、偽造文書と見られてくる。ただ、大きく二段に分けられるこの文書の前段はテューリンゲンにあるザクセン大公の土地の譲渡をうたつており、この部分はある真正の文書を範本としている。これにたいして、フォークタイの譲与に関する後段は、後に、十三世紀初葉、おそらく Honstein伯によるフォークタイ権の要求に対抗して、修道院側で作成され、前段文章に接ぎ木された偽造文書であつた。この中の一文は、獅子公に左のように述べさせている。《これまで、あるいは共通法によつて、あるいは特別慣習によつて (sive de iure communii sive de consuetudine speciali)、フォークタイ権に基づいて要求され、かつ要求できたすべての負担や使役、租税や請求から、最後にすべての給付——これが、どのような名前で呼ばれて、よつとも——から、余は、フォークタイ権を解き放ち、これを、修道院に譲与した。》<sup>(23)</sup>ここに見える《共通法》とは皇帝法を指す。《特別慣習》とは地方的慣習法を意味していようが、ともあれ、一般法にたいする特別法の概念が、聖職者世界に知られていたりとをうかがわせる。同時に、教会が発展させた《特別慣習法 (consuetudines speciales)》の理論は、聖職者側からの試みを通して、これまで多様な慣習法の存在に甘んじてきた世俗権力の世界へと広げられてこゝうとしている様子も、垣間窺えるやうだ。

グラティアースは、Decretum I. Dist. XI c. VIII 《誓願によつて、および一般的伝承あるいは特別的伝承によつて、教会

は統治される》)において、アウグスティヌスの次の文章 («in libro de christiani fide») や云々を、一般的法・特別的法の概念に注目する。《世界にひらくがていくカトリックの教会は、三様の方法で出現してゐる》ことが確かめられる。すなわち、教会において守られてくるものは、権威 (auctoritas) のまゝ聖書でもあり、普遍的な伝承 (traditio) であり、ある固有の、特別の指令 (instructio) でもある。教会は全権威 [聖書] によって義務づけられているが、にもかかわらず、父祖の普遍的な全伝承によつても轉へられてゐる。しかしまだ、各々の地方的な相違のゆえに、教会は、各人の考え方に対応して、個々の私的な命令や特別の指示によつても、存続し統治される。》(1)にせば、教会が開かれた三種の法——聖書、そしてあとの二つはねむべく、全体教会會議からくる慣習ないしは決議——が、それらの序列の関係をもかすかに包摂しつゝ、言い表わされてゐる。

教会が発展させた《特別慣習法》の概念とは別に、中世ローマ法学者アゾー († um 1230) サ Codex 8, 52: Quae sit longa consuetudo に付した一注釈 («consuetudinis auctoritas quanta sit») において «consuetudo generalis»・«consuetudo specialis» の観念を提起していた。(1)におけるアゾーの問題関心は、慣習の効力の根源は皇帝にあるのか、それとも人民にあるのかと云ふ、ローマ法学者の間で闘わされた問題の決定であった。アゾーの基本的立場は、慣習は praves (転じ換えれば princeps) おなじは populis のいずれかが欲する (placuerit) 場合に慣習となる。といひて、princeps と populis とににおける慣習形成が矛盾する場合の解決策として提起されたのが《一般慣習》と《特別慣習》の概念であり、前者は princeps が欲する (putatur) 慣習で、これによつて lex が princeps の同意に基づき廃止されうる。後者は《ある土地の (aliquid loci)》慣習で、lex を廢止しないこと、そこからのやうだ。(2)

このように教会的、あるいはローマ法理譜の形成によつて十一・十三世紀に一般的慣習、特別的慣習の概念が作られ、これに伴つて、多様な法のあいだの序列化の考え方が発展していくが、本稿の課題からいって、もはやこれ以上

説

立か入る必要はない。ナウムルヒーukt、再び、前述の Honberg 修道院の特権状、しかもその前段の次の 1 文は曰く「*余が、同様にラント・テューリンゲンにおいて有してきた余の臣、やがて我 servi  
et ancille とおれ censuales & ascriptiis であれ、またその他、ラントの慣習にしたがつて (secundum consuetudinem  
terre) とのよつたと呼ばれてこよへしむ、余の民を、前述の教会に譲渡した。*」<sup>(88)</sup> 也い、『ラントの慣習』という表現  
は、クラウゼによれば、帝国にたゞすにてハムの由立と、ラント内部における法の統一と(1161)の觀念を萌芽的に含  
んでいたとされるが、ハインリヒ獅子公の文書集で最初の例は、一六九年十一月七日、Ratzeburg・Lübeck・Schwerin  
の三司教あての特権状に見える一文である。<sup>(89)</sup> 田へ、『余せやう』、次の、いふを浴かる。前述の coloni や、トゥーハムの慣  
習に基いて、marchine と呼ばれる余の裁判所に席を占める、軍役に服を負ひる、城塞奉仕 (Burgwerte) に従事  
する人ら、がりれである。

ラント裁判所の形成とその活動とに結びついた《ラントの慣習》は、この、画期的な文書、例えども、『トィロ  
ル文書集』から『ius et leges nostrae terre』・『ius et leges provinciae』(1158年)、『consuetudo et iura terrae』(1  
161年)の文書を取り出し、いだる用例に見こだされ、ius・lex・consuetudo のそれぞれは、古の時代における  
とは異ないし、相互に区別されねば回一の意味を取得してこゆることで注目されるが、クレッシャルであった。彼によ  
れば、これら名々が示すのは、法と権利との二重の意味を含んだ——今曰め維持されて——「新しい種類の  
法」である。この法はこわせ、「やがてやうの慣習や伝來の権利、特権や裁判上の手続慣行からなった織物」にむたと  
えられた。いよいよは都市において図え、『全商人の、慣習に基づいた出店なるベース (consuetudinarium et legitimatum  
ius omnium mercatorum)』(ハイマルク、一一一〇年)、『市民の共通のベースにしたがつて (communi civium iure)』  
(ハイマルク)、『都市の慣習に基づくベース (consuetudinarium ius civitatis)』(オスマニアック、一七一年)

じた文言における *ius* に「ことわあてはまつた。十一世紀に *ius* せ、古典的 [ローマ法の] 意味に戻つた」とし、<sup>(5)</sup> いの時代に初めて、法観念の上に大きな変化が生じたと考へるのである。

同様に、「遅くとも十一世紀には、古典的=ローマ的内容のはつきりした復活が起きた」と見ていいケーブラーは、すでに一九六六年の論文において、都市について十一世紀末期以降 *《civis》* の内容に著しい変化が生じたことを指摘している。すなわち、それを *《cives》* は、『都市に住む者 (qui in civitate habitat)』の意味であったのが、やがて *《ius civile》* を有する都となりた。ルートヴィヒの *《ius civile》* は *《cives》* の「名観的法秩序」を意味していた。<sup>(6)</sup> いのりみや、ケーブラーは一〇一年のバイハリ五世の文書 (*《ius civium》*)<sup>(7)</sup> 一〇五年のハルバーシュタットの文書 (*《iura et statuta civilia》*)<sup>(8)</sup> 一九年のバイハリ五世の文書 (*《ius civile et omnibus communis》*)<sup>(9)</sup> を例証した。またクレッシャルの所論との関連でいえば、ケーブラーが、一七五年のマイヘンのある文書においては *《ius civile》* が *《mos et consuetudo civitatis》* と規定づけられてる一例を紹介していのば、注目される。

十八 中世初期法に関するクレッシャルやケーブラーの所論は、教会的法観念の影響の存在や、ある觀念が古代より伝承された思想的文脈の中においの指摘にとどめられ、その結果としたのは西ヨーロッパであつたが、しかし、少なからぬケーブラーは「ローマ法やカノン法思考との諸関連」の指摘だけにとどまつてはしなかつた。すなわち、彼は、ラントや都市の法をうたう、右例中の例えは、*《ius et consuetudo terrae》* や *《consuetudinarius ius civitatis》* といった用語が示しているのは、「慣習から生まれてきた法」であると見て、その「慣習法」の実質的内容を問ひ、その法の成立に動いた「法形成的な諸力」を考へる。<sup>(10)</sup> いふれば、一〇〇〇年の聖ガレンの修道士ノートカー・ティア・ディッヂエ (一〇二二年没) が、ボエティウス『哲学の慰め』を翻訳し、これに注解を施す作業の中で、ドイツ語で書かれていた有名な文章の前段には「いつあつた」 *《negotinale》* が、慣習をめぐって生じる争いである *《negotinale ist*

論 ter striit. ter unho daz konuoneheite geskillet)" 商人たちは、年市やおなわれた売買は、「これが正規なものであれ不規なものであれ (reht alte unreht)」それが彼らの慣習であるときは、効力をもつべきであるといふ。争う。》クレッセルは、(1)に見える『慣習』からくる印象に基づいて述べる。『慣習法は、契約業務、法取引に基づいてる』と。十一世纪の諸文書に見えた前述の用例を述べて、回縁の事情を示してある。ヨーロッパに見いたされる新しい法は、ハーベルの述べ、法取引における誓約 (Verwillkürung)・司法 (Satzung) を実質的内容としていた。これとならんで、クレッセルは、むづかしい、特権を受け取る。特権の基礎 [consuetudo の基礎] であった。す

いの例に、一四五五年 Kaiserswerth の商人にあたたかハーベルの特権状における文書 (《consuetudines sive iura a predecessoribus nostris regibus》) を挙げよ (DDK. III. n. 136)。ハーベルの「自治法」、契約、特権から「consuetudo が、そして最終的」、新しい意味はねかれる ius あることは reht が出来れる。「中世盛期の新しい名詞的法は、法取引と慣習に根をおろしている」以上から見ると、新しい慣習法の形成に働いていた諸力——クレッセル自身はこれを明示していないが——は、商人の特権しかなかつた。ついとになる。

十九 彼の所論について、二点が問題となる。一つは、ハーベルの注解が、ノートカーの回時代、十世纪から十一世纪に移る時期の南西ドイツ (なかんずく、司教座のあつたローハッタウ) の社会的現実に即応していたのかの問題である。それには、ハーベルの文章の、次のよう�述べる説明をも含められる必要がある。《iuridicale の如き、iuridici (裁判官) も、いづれども、由来ある (iuridicale habet tantum nomen, dicitur autem iuridici hec est)。裁判所において purgrecht (タルクリヒト) を聽く者は、ローマにねじて iuridici (裁判官) いづれども、やれに属する事に iuridicale いづれども、purgrecht いづれども、[ナトハ語で表わされた] ius civile を意味したこと、されば [如く] lex ルート [よなわねシヤシ語の] ewa ルート consuetudo [ウモラケウニエヒテ] に接

「おつに見てへぬる」 *purgrehi* (*ius civile*) や *lex* (*ewa*) が廢したら、*consuetudo* (*keutoneheteite*) に取置せんりふば、わはや無条件には許されねこと、これが分かぬ。やうに、ノートカーの前段に述べる商人の慣習といつていても、ケーブラーによれば、「大きな留保つもいのみ、商人的慣習法」を語るゝのがやめに過れない。前段において中心になつてゐる命題は、売買はつねに年市でおこなわれねばならず、しかも、それは正義に適つてゐるか否かにかかわらず維持せねばならないといつてゐた。ノートカーがキケロからくる言葉のイメージに基いて、

説 自然法 («recht alde unrecht») にたいする実定法 («keeuonehete») の例をあげるのに用いたいの年市は、確かに社会的現実性をもつていたであろう。しかし、前段は、これ以上のことはないむずかしい、また、こうした年市が一〇〇〇年頃時に初めて——それ以前にでなく——成立したと見る必要はない。<sup>(註)</sup> 慣習という言葉のもとになっていた

consuetudo も、クレッシャーがそこに誓約を認もうとするときの pactum も、すべてキリスト教由来する用語であった。他方ケーブラーはケーブラーで、右の一九六六年の論文で彼が、ノートカーの述べる三種の法の一としてあげていた「土着の慣習」について、その後の彼の著述稿ではもつたく言及がなく、問題が残る。

「十 わう」では、エーベルが、十一世紀に初めて証明される法形成の一形態として、同時に、法の思考形式の一例としても提起した「慣約」とくに自治法的慣約 (statutarische Wilkür) の問題に関する。自分で自分を拘束づけるといふべき句、それをハーベルは「条件付自己判決」と規定つけたが、一方した観念つまり Verwilkürung にて、慣約は、その根源を有した。といふや、ソリド注意すべきは、彼によれば、慣約は、当時の一般的な法の傍らに発展してきた。「Verwilkürung」は、次のよつた世界、すなわち、無意識的に成長してきた、個別的事例において解決を通して初めて慣約の光の中に浮上してくる法のみを謂つてこた世界、こつした世界の中で、意識的に作られた法の最初の形態といふ、かつて存在してこたところよ。北ドイツの一都市 Höxter の都市法 (一一二三～五七) の一文には、次のような文句が見える。《公法》 wilkore と評され、しかも、一般法 (ius commune) ではない、契約あるいは慣習による (arbitrio sive consuetudine) と。始めこそ Blume von Magdeburg させ《やれば、慣約であつて法ではない》 (eine wilkür und kein recht) と記ぐるが、Magdeburg-Breslauer System. Schöfferecht させ《我々審判人は、それや、ein recht としやなく、eyne buyrkor としやせぐる》とある。慣約は法ではない、との命題を表明する文言は頻繁に見だねれる。裁判官が慣約に關する事件は取り扱わないのは、慣約は從來の法の範疇に屬さないと觀念されていた

ことに理由があった。要するに、誓約によって定立される法というのは、一般的な法と併存しつつ登場していく。ただ、エーベルによれば、誓約は次第に慣習法化していく。こうして、都市君主による特権付与に基づく誓約の確認が起きたり、また「契約は法を破る」といった、法の効力の序列を示す命題が登場してくるのは、当初は当事者のみを拘束づけた誓約法が一般的な法に変わっていった後のことになる。<sup>(18)</sup>

クレッシャーは、十一世紀における新しい種類の法を契約、エーベル風な誓約に求める。そうとすれば、契約と元来的に区別され、これと対抗関係にあった一般的な法、これをエーベルは、おそらくケルン風な中世法概念に基づき理解しようとしているが、この一般的法についてクレッシャーは何らかの発言を迫られていることになるはずである。というわけは、彼は十一世紀までについてこうした一般的法の存在を否定しているから。その辺りについては、彼の所論からは、まだ明らかではない。この問題については、すでに村上がこう指摘していた。「Willkür は本来合意の当事者のみを拘束したのであり、それゆえ固有の意味における recht ではない…。したがって、少なくとも、のちの発展によって Willkür が Willkürrecht として觀念されるに至る以前に、Willkür とは別に存在した recht について権利・法の一重概念が成立した、と言えざるをえない」と。<sup>(19)</sup>

ケーブラーも十一世紀における、契約からの新しい慣習法の成立というクレッシャーの命題を正面からこう批判する。「十一世紀に初めて契約と法取引から consuetudo の諸制度が成立するというのではなく、逆に、伝来の諸制度が、十一世紀以降」新しく受け入れられた名前、つまり consuetudo という名前をかぶせられるのである。すなわち、十二世紀に教会的概念として consuetudo の観念が次第にドイツに定着するというのは、ケーブラーによれば、中世初期に慣習法や慣習法的法形成がなかったということを意味しない。まったく逆に、その時代にも、「われわれの慣習法や伝来の権利、特権や裁判上の手続的慣行からなった織物」(クレッシャー)にもなぞらえられる法は存在していたし、

さりに契約や法取引が法形成的な動向を示していた。中世初期には、ewa 権命の他に *privilegium* 権命を必要とした理由について、ケーブラーは「*ut eadem et ius regale* ewa 権命にはローマ法の lex 権命とは異なりて、制定とか成文化と云うことが基準になつていなかつたのだ」<sup>(註)</sup> *pactum* や *condicione* も ewa と解されていたからだ。

ともあれ、クレッシャーの命題は、少くともそのあらわしかたからでは直ちに受け入れられるといつわけにはいかないであらう。なお、付言すれば、例えばティロールの文書にあらわれた《ラントの慣習と法》の文言は、かつてオットー・ブルンナーがラント法的統一として「*Uthmet*」職務を想起するのに、史料上の大きな振り出しにした一つでもあつた。*Uthmet* とは何か、の問題は今なお論議の対象となつてゐるが、ラントの法・慣習が、特権はともかく、契約や法取引から成立したというのは、ランデスヘルシャフトの形成問題とも関わつて依然問題として残る。

一一 慣習法としての中世法観念とその変遷と並び、社会構造、とりわけ権力構造との変遷との関連において問題としたのは、ひとに世良であつた。クラウゼにせよ、クレッシャー、ケーブラーにせよ、また他の研究にもいへし問題関心は見られず、およそ彼の中世法をめぐる考察におけるもわめて大きな特徴の一つをなしてゐる。もつひとり、この方向から、法の変遷を規定づけた要因と云うのをとりあげたのが村上である。まず世良は、こう述べる。十二、三世紀に至る以前に支配していた「良き古き法」の觀念は、「独立諸権力間の勢力均衡状態の表現」であったが、十二、三世紀になると権力集中過程の進行が開始され、旧来の法觀念は次第に切り崩され、ただしこれにわたつてなお独立権力の残存を許す限りでは古い法觀念は維持されていく、と。

（）の「権力集中過程の進行」に相当するのが、村上の所論では「領域的支配の成立」である。村上によれば、統一的な政治的権力が存在しない時代には、自立的諸権力の様々の権利を基礎づけうる法規範は成立しなかつた。十一世紀以前の時代において *iustitia* (あること) *recht* (あること) *ewa* とがそれぞれ別個の觀念領域に属していたのは、

統一的政治権力の不存在によつて、中世中期以降、領域的支配がでてくることによつて初めて「良き古き法」の観念が成立する。この法観念の一例を、村上はザクセンシュピーゲルのラント法に見る。ザクセンシュピーゲルでは Iantewa ではなく Landrecht といふ言葉が使われている。Iewaにおいては不可能であった権利・法の一重概念がここに成立しえた。このことは「中世初期の法観念との不連続を前提としないかぎり理解困難」である。新しく成立する「良き古き法」は、領域的支配の成立の以前から存在してきていたる様々な伝統的権利の「集積」を意味する。これは、領域的権力が未だ伝来の自立的諸権力の権利を完全に奪うほどには強力ではなかつた、言い換えると、良き古き法が諸権利を基礎づけるにたる「抽象的な法規範」の意義を取得するまでの段階に達していないことに、理由があつた。良き古き法のこのよつた状態は、中世末期から近世にまで維持される。<sup>(1)</sup> 以上の所論で注目すべきは、一つは「権利・法の一重概念」は、伝統的権利の「集積」として「良き古き法」が形成されるところに、成立するということ、もう一つは、「良き古き法」は、具体的な権利を基礎づける「抽象的な法規範」を意味していないこと、である。ということになると、村上の基本構想はおそらくこうなる。<sup>(2)</sup> 中世初期においては「自立的権力の実力によつて直接に担保」されていた諸権利はあつたが、「客觀的法秩序」は未だ存在しない。<sup>(3)</sup> 十二世紀から近世初期にかけて、個々具体的な権利の「集積」状態——村上によれば、オットー・ブルンナーの「ラント法」は、これを指している——、言い換えれば諸権利の「一個の連関」(ケルン)は作られ維持されるが、「抽象的な法規範」はまだ存在していない。<sup>(4)</sup> ようやく近世初期になつて、抽象的法規範が登場してくる。

見られるように、同じように権力構造の変動に注目しつゝ、同じように十二、三世紀に法の変遷にとっての大きな節目を見つとも、村上と世良の所論は「良き古き法」の存立の時期をめぐつて正反対の論理となつてゐる。確かに、世良は「権力組織の確立が一段と進む十二世紀頃から『良き古き慣習』という表現が史料の中に現われ始める」と書つ

ではいるが、しかし、その意味するところを彼はケーブラーの所論に基づき、少しお説明する。古代末期から十一世紀まで続いた法観念——lex と mos·consuetudo の近縁性とともに代わって、同世紀末期には、新しい法観念が登場する、といふよりは、かつての法観念が復活してくる。すなわち、古典ローマ法においては lex は本来 constitutio scripta の意味を有していたが古代末期から中世初期にかけてもはや「拘束力のあるもの」一般とのみ観念されるに至った。といふが、十一世紀末になつて、lex はもとの本来の意味を「再獲得」する。lex が constitutio scripta の意味を再取得する代わりに、lex が中世初期に有していた意味は consuetudo の方に移る。少しおいへんと、世良によれば、constitutio が lex にたいして法的効力を主張するには、constitutio は「良きかつ古き」慣習である」とを意識的に強調せられる考え方となつた。これは、ローマ時代に constitutio が「良き」と「古き」ということをしばしば要請されたとの軌を一にしていた。しかく、それが、十二世紀頃から登場していく「良き古き慣習」であった。少しおいで注意すべきは、「良き古き慣習」は、「もはや初期中世におけるように法全体を基礎とするような根本的觀念ではなくて、いろいろの利害関係者たちによって、lex に対抗して自分たちの利益を主張するためのいわば錦の御旗として、防衛的に利用された觀念」に過ぎなかつた。世良は、村上が説明していなかつた、「良き古き法」における「良い」と「古い」の由来を、以上のような意味で理解した。と同時に、constitutio scripta の古典的意味を再獲得した lex が、今まど「伝統」と「良心」との中にもみ見いだされた中世的慣習法に代わって、「法全体を基礎しつる」觀念として十一、一二世紀以後次第に社会に浸透していく。これを要するに、世良によれば、この新しい時代には、(a) 古典ローマ法の意味の lex、および (b) 独立諸権力の自立がなお維持されてゐるかぎりで中世的慣習法、あるいは (c) 右の「良き古き慣習」の防衛的觀念、といふ三種の法觀念が併存してゐることになる。

(二二)統一的政治権力が形成されていなかつた中世初期の時代において、村上は自立的諸権力の様々の権利の存在を認める。「独立諸権力」の存在を擧げる世良もこれに異論はなかろう。このかぎりでは、村上と世良とのあいだに見解の差異はない。両者の所論の決定的な別れ目は、村上によれば、世良の主張するような「法全体を底盤とするような根本的觀念」は中世初期においては認められないとするところにある。<sup>(1)</sup> これで出でてくる問題としては、一つある。一つは、右のような別れ目は、つきつめれば、クレッシェルの中心的命題——中世初期においては ius(recht) と lex (eva) とは異なる觀念を表現していたとする——を前提にするか否かといふことである。<sup>(2)</sup> 二つめは、この命題にたいしては、周知の通りケーブラーが批判を加えた。第四、五世紀の古代末期においては ius, lex, consuetudo は相互に密接に絡み合つものと觀念されていたのであり、これがそのまま中世初期に引き継がれた。ius は古代末期に確かに大幅に客観的秩序としての意味を失つてほとんど権利を指すようになつたが、中世においてその意味を完全に失つてしまつたわけではない、と。クレッシェルはケーブラーの研究成果に大きな意義を認めたが、自分に加えられたこの批判にたいしては沈黙している。村上はケーブラーによる異論を詳細に紹介しつつも、クレッシェルの右の中心的命題に従う。これにたいして世良は、クレッシェルの見解はケーブラーによって克服されたものと見ることができる、<sup>(3)</sup> という。しかし、ケーブラーの所論は右に見られるように、クレッシェルの見解を根底的に否定しようとするのではなく、ただある面でそれの行き過ぎを正そうとするのが趣意である。また、右の三つの法が密接に絡み合つものと觀念されていたとしても、それは、ケルンのいう「良き古き法」を意味するものとされて居るのでない。他方でそのケーブラーの所論自体も、クレッシェル自身述べているように、法史学界において——クレッシェルの見解も含めて——未だ充分の同意が得られていない。

もう一つは「こうである。中世初期に「法全体を底堅くするような根本的観念」を認めようとする世良の考察方法に

は、彼の次のような認識がその根底にあるように思われる。「封建制社会も、そこでいかに実力が跳梁し・アナルヒックな性格が強いとしても、およそ一つの社会として存立してゆくためには、そこにおけるもろもろの権力の間に何らかの意味の権力秩序」がなければならないはずとすれば、この「権力秩序」＝「社会関係」の総和が、封建制社会における「客観的法」——個々人の権利・義務の「総体」という意味での——を形成していた。村上は、この社会関係の「総和」や権利・義務の「総体」としての法観念の存在を少なくとも中世初期については否定し、こうした「総和」や「総体」といった觀念すら未だ存しなかつた時代として中世初期を捉える。しかし他方で、村上は「中世（初期）の政治的秩序」の存在を認め、「これを「もろもろの自立的権力のゆるやかな人的結合関係にもとづくもの」として規定づける。にもかかわらず、「自立的権力相互の間に一種の双務的関係が存在したとしても、それは直ちに客観的な法秩序を基礎づけうるものではない。ところで、中世初期に「政治的秩序」や「双務的関係」が成り立っているということは、何らかの種類の法秩序——具体的にいえば、ここではレーエン法——がそこに作りあげられていることを指してはいないであろうか。」この法秩序は、自立的権力の間に交わされる契約関係に発端を有した。

## 五

二三 中世的慣習概念をめぐって、以上、幾つかの問題点を指摘してきた。本稿はクレッセルの提起した問題とそれをめぐる議論を中心としたために一面的なものにとどまり、本来慣習概念の問題について取り上げるべくして取り上げえなかつた他の論点も多くあるし、本稿で扱いえたこと自体についても充分なものとはなつておらず、何ら解決の方向を示しえずたんに指摘に終始したところも少なくなく、これらの点は他日を期したい。なお、今後に残され

た問題ひとつは、例えば、『consuetudo in scriptis reducta』(クラウス・アーネス) とひとつの *ius* 概念の形成や、『consuetudo in scriptis redacta』から『consuetudo approbita』への *consuetudo* 觀念の変遷(ガグネア)<sup>(3)</sup> の問題、そして、古代末期、中世初期の社会における法の形成の本来の担い手、——貴族的農民的階層——における慣習概念<sup>(4)</sup>と、ラテン的学識者の世界における慣習概念との関わり、などが挙げられよう。ともあれ、以下では、本稿で今まで述べてきたといろの極要な点だけを、今後追究されねばならない問題を含めて、摘要するにむじめあるをえだ。

それについては、六年前にフランティシェク・グラウスが「中世の国制史」と題し数世紀を対象とした学界回顧的論稿において、ケルンの中世法を「客観的に存在する秩序」(あるいは、「社会に覆いかぶさる法」、「社会の上に漂う統一的な法<sup>(5)</sup>)と特徴づけ、こうした中世法概念は法史学者や、ゲルマニスト(なかんずく、クラウス・フォン・ゼー)によつて根底的にゆさぶられているとし、中世法研究の現在の状況について以下のように述べたといふを、手がかりにできる。「中世的法の非体系性、いわゆる「中世的法にっこり」とのよくな種類のものであれ体系化をおこなう」との困難性が、はじまりと認識されて、——カルル・クレッセルは、中世法の「規範的性格」(もしくは、「一般的性格」)にたいして、異論を唱えていた——のは、私の見ると、全く正當ない<sup>(6)</sup>である。——続けて、グラウスはこう——「言葉の選択が適切におこなわれているかどうかは争いうるとしても、中世的法の統一性(Einheitlichkeit)とした古い見解はもはや維持されえない」と、しかし同時に、何らかの種類の一般的法觀念が「中世には」存在したこと、これらは疑問の余地はない。」このグラウスの文章から、二点をとりだそう。

まず、時代の問題がある。右の文章には「中世的法」とのみあって、中世におけるその変遷について言及がなく、時代的限定も付されていない。ために、右の後段の命題は中世全体に関わるのか、あるいは、前段においてクレッセルの所論が引かれていることから推察して、とくに中世初期の法が念頭にあるのかは明らかでない。しかし、こ

説の点の認識は重要であろう。というのは、クレッセルをはじめ、本稿で言及した諸氏が共通に抱いていた大きな関心の一つは、ある法観念が中世的法観念だというとき、それが、特徴的には、中世全体に関係するのか、それとも、中世の一時期にのみ属する観念なのか、ということであった。時代的差異の問題を考慮に入れずにはもはや中世法を論じることはできない。

ここで、時代の差異ということをめぐる一つの問題として、十二世紀と十三世紀との相違の問題がある。野口洋二は『十二世紀ルネサンス』「訳者あとがき」において著者チャールズ・H・ハスキンズ以後の研究動向に触れるなかで、「法学の復興」については十二世紀末から十三世紀までを視野に入れる必要がある」と書いた（三八三頁）。法観念のうえで、十二世紀と十三世紀とを転換点とその発展という意味で、一つの時代として括るのはそれ自体として間違いではなく、例えば、ガグネアや、ゲインズ・ポウストの中世法学に関する代表的な研究はそうした立場にあろう。他方で、中世における国家論の問題について甚野尚志は、こう指摘している。「十二世紀の国家観念とアリストテレス『政治学』受容後」十三世紀後半以降に形成される国家観念との質的差異がこれまで等閑に付されてきた、と。十二世紀と十三世紀との相違は実は中世文化史、精神史研究においては古くからいわれてきた。例えば兼若は「十二世紀文化が美的情緒的であるのに対し、十三世紀は思弁と体系の時代」であり、「十三世紀のラテン語は、古典ラテン語からへだたること遠いものがある」と書いていた。とくに柏木英彦は、「十二世紀を、十三世紀の完成に到る準備の時代と見るような立場に立つかぎり、精神の自己現出としての表現に対する嗜好、知的総合という中世精神史の最も魅力ある面は、視野に入って来ない」と力説する。<sup>(15)</sup>

法観念史の分野では、必ずしも、十二世紀はたんに十三世紀の準備期といったような理解はなされてこなかつたとは思われるが、それにしても、法観念史も文化史、精神史の一つのあらわれとならねばならぬとすれば、十二、三

世紀を無造作に一つに括ってしまう前に、両世紀相互の違いを改めて問うことも、あながち無用とばかりとはいえない。こうして、十二世紀が十三世紀に繋がる面をもつと共に、それと断絶する面をもつとすれば、この一面は法観念のどのようなところに現われているのかが問わることになるが、ここでは取りあつかう余裕はない。ただ、一つだけ付言すれば、十一世紀は十三世紀よりはむしろ、十一世紀のほうに繋がっている側面が少くないことはいえる。それは取りも直さず、聖職叙任権をめぐる争いに現わた思想傾向と関係する。<sup>(14)</sup>ケーブラーは一度こう述べたことがある。初期のキリスト教会には、世俗の世界におけるローマ皇帝の立法権に相当するような、拘束力を備えた教会法規を定めうるだけの中央権力が存在しなかった。ために、教会法は広汎に慣習を媒介にして形成された、と。彼は十一世紀に新しい法観念の端緒を求めていたが、惜しいことに、この世紀に何を見ようとしたのかはついに明かさずに終わった。それを今、教皇の立法権思想形成の時期というように解せないことはない。中世初期における慣習法の優越（ケルン）というのも、このような中心的な聖界立法権の不在という社会的現実と関係があつたことになろう。この意味で、教会的法理念の浸透に見られる救済文化の時代というのは、聖界の中央的立法権、言い換えれば教皇首位権が形成されていく時代と見なすことができる。首位権は徐々に、ながんずくレオ大教皇やニコラウス一世らによって主張され、グレゴリウス七世によって教皇立法権を中心に一つの頂点を迎える。グレゴリウス七世のハイシリヒ四世にたいする第一回目の破門・廢位宣言（一〇八〇年三月）以後イタリアにおいて、教皇側教会法学者（ルッカのアンセルムス「二世」、スカトリのボニンゾの両司教、枢機卿デウスティーディト）と、皇帝側ローマ法学者（ラヴェンナの俗人法学者ベトルス・クラッス）との間に交わされた論争は、聖俗学識法の流布に大きく寄与する。論争に資するために各種教会法令集が編纂され、ローマ法については、教皇グレゴリウス一世以来五世紀を経て初めて『学説類集』が引用される。このような弁論・反論に基づく論争の経過から、アベルアルドゥスからコンスタンツのベルノルドゥスを経て、カンタベ

説 リのアンセルムスに至る弁証論の展開を見、信仰の理性的根柢が求められていく(《理髣を求める信頼》 [Fides quaerens intellectum])のは、周知の通りである。

二回、第一に、グラウスは、一方で、中世的法の統一的性格を否定し、他方でしかし、ある一般的法観念の存在を疑わない。まず、統一的性格の否定は、中世法に規範的法の性格を<sup>(18)</sup>付けることを意味するが、今日、少なくとも、

中世初期法を、それが規範的法として現実に機能していたものと性格づけることはむずかしい。規範的法から、個々の権利義務が引きだされるとか、また、ある権利の行使が規範的法に合致しているとかの意味での、規範的法の<sup>(19)</sup>ことである。しかも、注目すべきは、〈規範的法〉——諸規範の集合体——という近代的法概念自体について、すでに、とりわけ法の社会学的考察によって久しい前から有効性が問われてきていたこと<sup>(20)</sup>。また、法の形成と実現において私人が現実に果たしている役割、あるいは果たしたうる役割をめぐって論議が提起されてきてくるとき、規範的法の概念を基準にして中世的法を性格づけるということ自体が、必ずしも明白のこととは言えなくなっている。

次に、「何らかの種類の一般的法観念 (allgemeine Rechtsvorstellungen irgendeiner Art)」としてグラウスが具体的に何を考えているのかは、分からぬ。しかし、中世的法の「統一的」性格を否定しつつ、にもかかわらず、「一般的」法観念を求めるところがあるとき、むしろこのようないきを認めようとしているのか明らかでない。われわれが、中世初期、盛期について、この「一般的」法観念のもとに、ストア的、そして教会的自然法の理念、ながんずく神の正義の理念を考えてみると、それは必ずしも意義のないことではなかろう。その理念は、教会的な、真理と一致する《constituto》に現われていたものであろう。しかし、他方で、シュルツェが提起したような《Vorstellung einer Rechtsordnung》=判決人の判決発見における内心の確信の元になっている、記憶・風聞・慣習・法感情・信仰や迷信などの「集塊」、クレッシェルがあげた《lex》=成文法であれ慣習法であれ、現実に人々に抱かれ遵守されていた法、

または裁判上の諸規則や、《ius》=「田口」の *kuwahl* [權利] を行使する者は正しくなるまい」といふ「素朴な觀念」、ケーブラーが述べた《lex》=「法律」、制定とか成文とかを要素としない、「拘束力のあるもの一般」や、《recht》=「正し  
いもの」という一種の正義觀念」といった諸觀念が、《consuetudo》觀念とともに、中世初期の法觀念として多様に集  
積したかたちで存立していたことは、注目されねばならない。したがつたまむまの法觀念の集積状態そのものの認識  
と、そして、そうした單純素朴な状態が、中世初期において、四五世紀の西ローマ卑俗法学から全体として引き継  
がれ、しかし同時に、キリスト教会の法理念の影響のもとで変容をも受けているものであつたといふ、由來の考察と、  
この二つは、中世初期法の解明の仕事にあたつて、今後もたえず顧みられねばならないであろう。

その場合、古代末期的、中世初期的法状態における特徴的な現象として、集積した諸觀念の相互間において、多か  
れ少なかれ、連関が欠如していたといふことは、一方において確かに重視されねばならない。十一世紀後期ないし末  
期以降、十一世紀から十三世紀初葉にかけて中世ローマ法学者、およびカノン法学者の学説を廻して、《consuetudo  
generalis》・《consuetudo specialis》の概念が形成され、その攝取によつて、法的諸觀念相互における連関の思考が培  
われたりといふ考へ方がある。しかしながら、他方で、ストア的自然法に見いだされた神の正義の伝統  
的觀念が中世初期においてそつた連関を作ることに何らかの働きをもつてはいなかつたかどうかは、これまた考へて  
みると値する問題である。

## 注

- (一) H. Coing, Die europäische Privatrechtsgeschichte der neueren Zeit als einheitliches Forschungsgebiet, in: Ius  
Commune 1 (1967), 1—33. 岩々木有司編訳『ヨーロッパ法史譜』(一九八〇) 三五四頁。

(a) K. Kroeschell, Recht und Rechtsbegriff im 12. Jahrhundert, in : Vortr. u. Forsch. 12 (1968) 300-35. ↗  
 ↗ (『中世法論』「法と法の整理の実験」(一九六九) 三三五頁)。

(b) K. Kroeschell, "Rechtsfindung", in : FS H. Heimpel, 3 (1972) 498 ff. (『中世法論』〇三頁) ; derselbe, Rechtsaufzeichnung u. Rechtswirklichkeit, in : Fortr. u. Forsch. 24 (1977) 349 ff. (『中世法論』四一頁) ; Germanisches Recht als Forschungsproblem, in : FS H. Thiemke, 1986 (スラバニア「法と法——その歴史」(訳) 46 頁) [四三前掲書]。

(c) G. Köbler, Das Recht im frühen Mittelalter, 1971. cf. C. Schott, Der Stand der Rechts-Forschung, Frühmittelalt. Studien 13 (1979), 46 (Ann. 90, 91), 47 (Ann. 93), 53 (Ann. 123) f. #など、久遠正義「母生一口ハシ」三説試論

黙『中世法論』(一九七〇) 一ノ一頁)、本上機『法式法の形成』(一九七九) 十八—十九頁) 、『スルヤハ法典』(一九七〇) 二ノ二頁)、中三重「母生一口ハシ」(久遠正義の誤認)をもぐる)、『中世法論』(一九七九) 三ノ二頁)。

(d) ハセイバ・ワゼル G. Schmelzeisen, Rechtsfindung im Mittelalter ?, ZRG (GA) 91 (1974), 82-83; K. H. Burmeister,

Probleme der Weisheitsforschung, in : P. Bläckle (Hg.), Deutsche Ländliche Rechtsquellen, 1977, 81; H. Vollrath, Herrschaft und Genossenschaft im Kontext frühmitt. Rechtsbeziehungen, Hist. Jb., 102 (1982), 54 ("Falsch") ; A. Ignor, Über das allgemeine Rechtsdenken Eikes v. Repgow, 1984, 113 ff. #

(e) 『中世法論』三九二頁) D. Willoweit, Deutsche Verfassungsgeschichte, 2. Aufl., 1992, 11.

(f) 佐藤政経『法と法の統合』(一九七二) 化『中世法論』(一九九一) 三九四頁) 、『中世法論』(一九九一) 三九五頁) 、『中世法論』(一九九一) 三九六頁) 、『中世法論』(一九九一) 三九七頁) (註記)。

(g) 兼御前掲書(註8)、一五八頁) 国原和輔助『中世法論』(一九七九) 九頁)。

(2) Augustinus, Epistula 36, Cap. 1-2, in : Migne, P. L. 33 (mos populi Dei, vel instituta maiorum pro lege tenenda sunt); Isidori Hispanensis Episcopi Etymologiarum sive Originum Libri XX(W. M. Lindsay [ed.]): II. X, 1 (Inter legem autem et mores hoc interest, quod lex scripta est, mos vero est vestustate probata consuetudo, sive non scripta).

(3) G. Köbler (FN 4), 208 (Ann. 72), 206 ("Verwaltungstechnik"), 229 ("zur Sammlung").

(4) 『行政技術に行政組織の欠如』の題題に置かれた「興味深きことは」、抽象法や媒介すべき「母法権制御原理」の發行に問題なし、アーチン・ケルハが、「いかでこれがたむかうか」と「中世纪法典第一の技術的欠陥が、母法権制御命令の格式によるものである」大きな役割を演じたものであることを(F. Kern, Recht und Verfassung im Mittelalter, HZ 120 [1919] 41 [Ann. 1]. 由良晃著論「母法の格式と国體」[一九六八]長大篇)。ケルハは「政治和解法」を中心、「聖職者(Heiligkeit)」を領地(レーテ)、地方(ルネガタ)などに、「多義的な内容を盛り込んだ不明確」な法が、現実に「書面でもたらすべきだ」と想定せし母法権制御命令の範囲(二〇頁)。やがて後者、母法権制御命令の技術的欠陥の点で、問題な内容やわだかまこと母法の法規命令が出来ねだれぬことや、ケーツラーと似た母法権制御命令にならざる所に問題。

(5) F. Kern (Fn 12), 2. 母法権制御。「これは母法の「母法権制」や「法規束」などの語彙が付いたわれでこそ。

(6) R. C. van Caenegem, An Historical Introduction to Private Law, 1992, 22 (fn 8).

(7) 久保田謹也『キヤハラタヌケル・トハナヅ』(一九七七) 117-118頁。K. Kroeschell(FN 3), Rechtsaufzeichnung, 366 (Ann. 123). 11三編撮影「トハナヅ」11. v. Volteolini, Der Gedanke der allgemeinen Freiheit in den deutschen Rechtsbüchern, ZRG (GA) 57, 183-84 u. 185 ("Es ist ein revolutionärer Satz").

(8) S. Gagner, Sachenspiegel und Speculum ecclesiae, in : Niederrheutsche Mitteilungen, 3 (1947), 92-95 124-125。アイケバ羅書の著者や、カントナリのトハナヅへのが、ホノーリウス・アウグスチヌスやホーリー・ホノリウス(Honorius

Augustodunensis) が Speculum ecclesiae から「**公の威儀をもつて**」と書かれており、その威儀をもつて公の命令を下す——それが

(17) 『**スパルタの法典**』(1878) 111 頁(註5) (註5) 細説。

A. Hübner, Deutschespiegel, Landrecht (v. Lassberg) § 308, p. 133 (”so hat sich eigenschaft erhaben“), K. A. Eckhardt/consistudo, in : H. Hablitzel/M. Wollenschläger (Hg.), Recht u. Staat, FS f. G. Kiechenhoff, I. o. J. [1972], 193 (Ann. 24), F. Kern (FN 12), 5. 批評點評。

(18) S. Guignier, Studien zur Ideengeschichte der Gesetzgebung, 1960, 306 (Ann. 1); K. A. Eckhardt (Hg.), Sachsen-Spiegel, Landrecht, 1955, 100 (Ssp. III 2 : Decretum Gratiani, C. XVII 4 c. 25; Compliatio secunda, V 18 c. 14 [= Dekretalen Gregors, V 39 c. 25] von 1187/91); G. Theuerkauf, Lex, Speculum, Compendium juris, 1958, 106 (Ann. 38), 107 (Ann. 39); K. Kroeschell (FN 3), Rechtaufzeichnung, 366 (Ann. 124, 125). 但し、細説は 124 と 125 の間に S. Brie, Die Lehre vom Gewohnheitsrecht, 1899, 250 (Ann. 63). ただし W. Trusen, Rechts-Spiegel u. Kaiserrecht, ZRG (GA) 102 (1985), 14-15 に「**公の威儀をもつて**」とあるが、Decretum Gratiani & Compliitonis では「**公の威儀をもつて**」とある。

ノウノ

(19) 『**スパルタの法典**』(1878) 111 頁(註5) (註5) 細説。

(20) K. Kroeschell (FN 3), Rechtaufzeichnung, 365 (Ann. 119, 120). 但し、細説は 120 頁(註5) K. Kroeschell (FN 2), 323 (Ann. 140-143). 但し、細説は 120 頁(註5) K. Kroeschell (FN 3), Rechtaufzeichnung, 366 (Ann. 123). 但し、細説は 120 頁(註5)。

(21) W. Trusen (FN 17), 201 (Ann. 76). cf. W. Trusen, Forum internum u. gelehrtes Recht im Spätmittelalter,

ZRG (KA) 57 (1971), 109 (Ann. 112) ff.

(22) K. Kroeschell (FN 3), Rechtaufzeichnung, 366 (Ann. 122). 但し、細説は 120 頁(註5) K. Kroeschell (FN 2), 323

(Ann. 144), 323 (Ann. 138). **和三編摺書大判圖**°

(33) G. Köbler (FN 4), 209 (Ann. 28). **和3** K. S. Bader, Recht-Geschichte-Sprache, Hist. Jb. 93 (1973), 11 Ann.

22. **和4** ローマ法の初期から後期にかけての権利概念の変遷について F. Wlecker, Recht und Gesellschaft in der Spätantike, 1964, 61 (Ann. 27)-64.

(34) **和5** H. Krause, Königtum u. Rechtsordnung in der Zeit der sächsischen u. salischen Herrscher, ZRG (GA) 82 (1905), 56 (Ann. 365), 55 (Ann. 350) [cf. S. Brie (FN 18), 250 (Ann. 62)]. K. Kroeschell (FN 2), 325 (Ann. 160), 324 Ann. 151, 324 ("unveränderten Bestand"), **和三編摺書大判圖**°

(35) **和6** K. Kroeschell (FN 2), 321 ("das tatsächlich geübte Recht", Ann. 128). **和三編摺書大判圖**° H. Krause (FN 24), 59 (Ann. 391, 392). 「**放逐**」 させ 被る神話様の罰金に實かれ て なり まし む **和5** 『Kumor』 & 『Iustitia』・『caritas』・『misericordia』 **和4** へ な キニ ハ 教誥 挑 ひめ ふ 照 ひ め お て こ な ま い る **和5** **和6** cf. H. Schlosser, Grundzüge der Neueren Privatrechtsgeschichte, 5. Aufl., 1985, 12 ("Offenes Recht").

(36) H. Krause (FN 24), 60 (Ann. 396-400); G. Köbler (FN 4), 208 (Ann. 73).

(37) H. Krause (FN 24), 94 ("Parallel....."); G. Köbler (FN 4), 209 ("im Frühmittelalter"), G. Köbler, Zur Frührezeption der consuetudo in Deutschland, Hist. Jb. 89 (1969), 363 ("der Sachinhalt von consuetudo"), 364 (Ann. 152, 155), 367 (Sachsenspiegel, Deutschespiegel), 366 ("Nicht die Sache selbst"), cf. Th. Bühlner, Gewohnheitsrecht u. Landesherrschaft im ehemaligen Fürstbistum Basel, 1972, 31 (Ann. 12-15).

(38) **和7** G. Köbler (FN 4), 209 (Ann. 78-80), 211 (Ann. 94, 95). H. Krause (FN 24), 53. G. Köbler (FN 4), 211 (Ann. 96).

(39) K. Kroeschell (FN 2), 324 Ann. 148. **和三編摺書大判圖** (註2)

(<sup>33</sup>) K. Kroeschell (FN 2), 314 ("spezifisch mittelalterlich....") 𠀤三前規範中 1 間° G. Köbler (FN 4), 22.

(<sup>34</sup>) K. Kroeschell, Söhne u. Töchter im germanischen Erbrecht, in : G. Landwehr (Hg.), Studien z. den germanischen Volksrechten, 1982, 106 ("vulgarrechtl. Färbung"). 𠀤<sup>4</sup> 𠀤<sup>2</sup> 𠀤<sup>1</sup> 𠀤<sup>3</sup> 𠀤<sup>4</sup> 𠀤<sup>5</sup> + 1' + 1 間°

(<sup>35</sup>) W. Trusen (FN 17), 191-92 ("nach der Bekehrung"). F. Kern (FN 12), 4-5 ("germanische Anschauung" = "volkstümliche mittelalterl."), 24 ("Grundform des gebildeten Denkens"), 67 ("ungebrochene Einheit"). 𠀤<sup>4</sup> 𠀤<sup>2</sup> 𠀤<sup>1</sup> 𠀤<sup>3</sup> 𠀤<sup>4</sup> 𠀤<sup>5</sup> 𠀤<sup>6</sup> 𠀤<sup>7</sup> 𠀤<sup>8</sup> 𠀤<sup>9</sup> 𠀤<sup>10</sup> 𠀤<sup>11</sup> 𠀤<sup>12</sup> 𠀤<sup>13</sup> 𠀤<sup>14</sup> 𠀤<sup>15</sup> 𠀤<sup>16</sup> 𠀤<sup>17</sup> 𠀤<sup>18</sup> 𠀤<sup>19</sup> 𠀤<sup>20</sup> 𠀤<sup>21</sup> 𠀤<sup>22</sup> 𠀤<sup>23</sup> 𠀤<sup>24</sup> 𠀤<sup>25</sup> 𠀤<sup>26</sup> 𠀤<sup>27</sup> 𠀤<sup>28</sup> 𠀤<sup>29</sup> 𠀤<sup>30</sup> 𠀤<sup>31</sup> 𠀤<sup>32</sup> 𠀤<sup>33</sup> 𠀤<sup>34</sup> 𠀤<sup>35</sup> 𠀤<sup>36</sup> 𠀤<sup>37</sup> 𠀤<sup>38</sup> 𠀤<sup>39</sup> 𠀤<sup>40</sup> 𠀤<sup>41</sup> 𠀤<sup>42</sup> 𠀤<sup>43</sup> 𠀤<sup>44</sup> 𠀤<sup>45</sup> 𠀤<sup>46</sup> 𠀤<sup>47</sup> 𠀤<sup>48</sup> 𠀤<sup>49</sup> 𠀤<sup>50</sup> 𠀤<sup>51</sup> 𠀤<sup>52</sup> 𠀤<sup>53</sup> 𠀤<sup>54</sup> 𠀤<sup>55</sup> 𠀤<sup>56</sup> 𠀤<sup>57</sup> 𠀤<sup>58</sup> 𠀤<sup>59</sup> 𠀤<sup>60</sup> 𠀤<sup>61</sup> 𠀤<sup>62</sup> 𠀤<sup>63</sup> 𠀤<sup>64</sup> 𠀤<sup>65</sup> 𠀤<sup>66</sup> 𠀤<sup>67</sup> 𠀤<sup>68</sup> 𠀤<sup>69</sup> 𠀤<sup>70</sup> 𠀤<sup>71</sup> 𠀤<sup>72</sup> 𠀤<sup>73</sup> 𠀤<sup>74</sup> 𠀤<sup>75</sup> 𠀤<sup>76</sup> 𠀤<sup>77</sup> 𠀤<sup>78</sup> 𠀤<sup>79</sup> 𠀤<sup>80</sup> 𠀤<sup>81</sup> 𠀤<sup>82</sup> 𠀤<sup>83</sup> 𠀤<sup>84</sup> 𠀤<sup>85</sup> 𠀤<sup>86</sup> 𠀤<sup>87</sup> 𠀤<sup>88</sup> 𠀤<sup>89</sup> 𠀤<sup>90</sup> 𠀤<sup>91</sup> 𠀤<sup>92</sup> 𠀤<sup>93</sup> 𠀤<sup>94</sup> 𠀤<sup>95</sup> 𠀤<sup>96</sup> 𠀤<sup>97</sup> 𠀤<sup>98</sup> 𠀤<sup>99</sup> 𠀤<sup>100</sup> 𠀤<sup>101</sup> 𠀤<sup>102</sup> 𠀤<sup>103</sup> 𠀤<sup>104</sup> 𠀤<sup>105</sup> 𠀤<sup>106</sup> 𠀤<sup>107</sup> 𠀤<sup>108</sup> 𠀤<sup>109</sup> 𠀤<sup>110</sup> 𠀤<sup>111</sup> 𠀤<sup>112</sup> 𠀤<sup>113</sup> 𠀤<sup>114</sup> 𠀤<sup>115</sup> 𠀤<sup>116</sup> 𠀤<sup>117</sup> 𠀤<sup>118</sup> 𠀤<sup>119</sup> 𠀤<sup>120</sup> 𠀤<sup>121</sup> 𠀤<sup>122</sup> 𠀤<sup>123</sup> 𠀤<sup>124</sup> 𠀤<sup>125</sup> 𠀤<sup>126</sup> 𠀤<sup>127</sup> 𠀤<sup>128</sup> 𠀤<sup>129</sup> 𠀤<sup>130</sup> 𠀤<sup>131</sup> 𠀤<sup>132</sup> 𠀤<sup>133</sup> 𠀤<sup>134</sup> 𠀤<sup>135</sup> 𠀤<sup>136</sup> 𠀤<sup>137</sup> 𠀤<sup>138</sup> 𠀤<sup>139</sup> 𠀤<sup>140</sup> 𠀤<sup>141</sup> 𠀤<sup>142</sup> 𠀤<sup>143</sup> 𠀤<sup>144</sup> 𠀤<sup>145</sup> 𠀤<sup>146</sup> 𠀤<sup>147</sup> 𠀤<sup>148</sup> 𠀤<sup>149</sup> 𠀤<sup>150</sup> 𠀤<sup>151</sup> 𠀤<sup>152</sup> 𠀤<sup>153</sup> 𠀤<sup>154</sup> 𠀤<sup>155</sup> 𠀤<sup>156</sup> 𠀤<sup>157</sup> 𠀤<sup>158</sup> 𠀤<sup>159</sup> 𠀤<sup>160</sup> 𠀤<sup>161</sup> 𠀤<sup>162</sup> 𠀤<sup>163</sup> 𠀤<sup>164</sup> 𠀤<sup>165</sup> 𠀤<sup>166</sup> 𠀤<sup>167</sup> 𠀤<sup>168</sup> 𠀤<sup>169</sup> 𠀤<sup>170</sup> 𠀤<sup>171</sup> 𠀤<sup>172</sup> 𠀤<sup>173</sup> 𠀤<sup>174</sup> 𠀤<sup>175</sup> 𠀤<sup>176</sup> 𠀤<sup>177</sup> 𠀤<sup>178</sup> 𠀤<sup>179</sup> 𠀤<sup>180</sup> 𠀤<sup>181</sup> 𠀤<sup>182</sup> 𠀤<sup>183</sup> 𠀤<sup>184</sup> 𠀤<sup>185</sup> 𠀤<sup>186</sup> 𠀤<sup>187</sup> 𠀤<sup>188</sup> 𠀤<sup>189</sup> 𠀤<sup>190</sup> 𠀤<sup>191</sup> 𠀤<sup>192</sup> 𠀤<sup>193</sup> 𠀤<sup>194</sup> 𠀤<sup>195</sup> 𠀤<sup>196</sup> 𠀤<sup>197</sup> 𠀤<sup>198</sup> 𠀤<sup>199</sup> 𠀤<sup>200</sup> 𠀤<sup>201</sup> 𠀤<sup>202</sup> 𠀤<sup>203</sup> 𠀤<sup>204</sup> 𠀤<sup>205</sup> 𠀤<sup>206</sup> 𠀤<sup>207</sup> 𠀤<sup>208</sup> 𠀤<sup>209</sup> 𠀤<sup>210</sup> 𠀤<sup>211</sup> 𠀤<sup>212</sup> 𠀤<sup>213</sup> 𠀤<sup>214</sup> 𠀤<sup>215</sup> 𠀤<sup>216</sup> 𠀤<sup>217</sup> 𠀤<sup>218</sup> 𠀤<sup>219</sup> 𠀤<sup>220</sup> 𠀤<sup>221</sup> 𠀤<sup>222</sup> 𠀤<sup>223</sup> 𠀤<sup>224</sup> 𠀤<sup>225</sup> 𠀤<sup>226</sup> 𠀤<sup>227</sup> 𠀤<sup>228</sup> 𠀤<sup>229</sup> 𠀤<sup>230</sup> 𠀤<sup>231</sup> 𠀤<sup>232</sup> 𠀤<sup>233</sup> 𠀤<sup>234</sup> 𠀤<sup>235</sup> 𠀤<sup>236</sup> 𠀤<sup>237</sup> 𠀤<sup>238</sup> 𠀤<sup>239</sup> 𠀤<sup>240</sup> 𠀤<sup>241</sup> 𠀤<sup>242</sup> 𠀤<sup>243</sup> 𠀤<sup>244</sup> 𠀤<sup>245</sup> 𠀤<sup>246</sup> 𠀤<sup>247</sup> 𠀤<sup>248</sup> 𠀤<sup>249</sup> 𠀤<sup>250</sup> 𠀤<sup>251</sup> 𠀤<sup>252</sup> 𠀤<sup>253</sup> 𠀤<sup>254</sup> 𠀤<sup>255</sup> 𠀤<sup>256</sup> 𠀤<sup>257</sup> 𠀤<sup>258</sup> 𠀤<sup>259</sup> 𠀤<sup>260</sup> 𠀤<sup>261</sup> 𠀤<sup>262</sup> 𠀤<sup>263</sup> 𠀤<sup>264</sup> 𠀤<sup>265</sup> 𠀤<sup>266</sup> 𠀤<sup>267</sup> 𠀤<sup>268</sup> 𠀤<sup>269</sup> 𠀤<sup>270</sup> 𠀤<sup>271</sup> 𠀤<sup>272</sup> 𠀤<sup>273</sup> 𠀤<sup>274</sup> 𠀤<sup>275</sup> 𠀤<sup>276</sup> 𠀤<sup>277</sup> 𠀤<sup>278</sup> 𠀤<sup>279</sup> 𠀤<sup>280</sup> 𠀤<sup>281</sup> 𠀤<sup>282</sup> 𠀤<sup>283</sup> 𠀤<sup>284</sup> 𠀤<sup>285</sup> 𠀤<sup>286</sup> 𠀤<sup>287</sup> 𠀤<sup>288</sup> 𠀤<sup>289</sup> 𠀤<sup>290</sup> 𠀤<sup>291</sup> 𠀤<sup>292</sup> 𠀤<sup>293</sup> 𠀤<sup>294</sup> 𠀤<sup>295</sup> 𠀤<sup>296</sup> 𠀤<sup>297</sup> 𠀤<sup>298</sup> 𠀤<sup>299</sup> 𠀤<sup>300</sup> 𠀤<sup>301</sup> 𠀤<sup>302</sup> 𠀤<sup>303</sup> 𠀤<sup>304</sup> 𠀤<sup>305</sup> 𠀤<sup>306</sup> 𠀤<sup>307</sup> 𠀤<sup>308</sup> 𠀤<sup>309</sup> 𠀤<sup>310</sup> 𠀤<sup>311</sup> 𠀤<sup>312</sup> 𠀤<sup>313</sup> 𠀤<sup>314</sup> 𠀤<sup>315</sup> 𠀤<sup>316</sup> 𠀤<sup>317</sup> 𠀤<sup>318</sup> 𠀤<sup>319</sup> 𠀤<sup>320</sup> 𠀤<sup>321</sup> 𠀤<sup>322</sup> 𠀤<sup>323</sup> 𠀤<sup>324</sup> 𠀤<sup>325</sup> 𠀤<sup>326</sup> 𠀤<sup>327</sup> 𠀤<sup>328</sup> 𠀤<sup>329</sup> 𠀤<sup>330</sup> 𠀤<sup>331</sup> 𠀤<sup>332</sup> 𠀤<sup>333</sup> 𠀤<sup>334</sup> 𠀤<sup>335</sup> 𠀤<sup>336</sup> 𠀤<sup>337</sup> 𠀤<sup>338</sup> 𠀤<sup>339</sup> 𠀤<sup>340</sup> 𠀤<sup>341</sup> 𠀤<sup>342</sup> 𠀤<sup>343</sup> 𠀤<sup>344</sup> 𠀤<sup>345</sup> 𠀤<sup>346</sup> 𠀤<sup>347</sup> 𠀤<sup>348</sup> 𠀤<sup>349</sup> 𠀤<sup>350</sup> 𠀤<sup>351</sup> 𠀤<sup>352</sup> 𠀤<sup>353</sup> 𠀤<sup>354</sup> 𠀤<sup>355</sup> 𠀤<sup>356</sup> 𠀤<sup>357</sup> 𠀤<sup>358</sup> 𠀤<sup>359</sup> 𠀤<sup>360</sup> 𠀤<sup>361</sup> 𠀤<sup>362</sup> 𠀤<sup>363</sup> 𠀤<sup>364</sup> 𠀤<sup>365</sup> 𠀤<sup>366</sup> 𠀤<sup>367</sup> 𠀤<sup>368</sup> 𠀤<sup>369</sup> 𠀤<sup>370</sup> 𠀤<sup>371</sup> 𠀤<sup>372</sup> 𠀤<sup>373</sup> 𠀤<sup>374</sup> 𠀤<sup>375</sup> 𠀤<sup>376</sup> 𠀤<sup>377</sup> 𠀤<sup>378</sup> 𠀤<sup>379</sup> 𠀤<sup>380</sup> 𠀤<sup>381</sup> 𠀤<sup>382</sup> 𠀤<sup>383</sup> 𠀤<sup>384</sup> 𠀤<sup>385</sup> 𠀤<sup>386</sup> 𠀤<sup>387</sup> 𠀤<sup>388</sup> 𠀤<sup>389</sup> 𠀤<sup>390</sup> 𠀤<sup>391</sup> 𠀤<sup>392</sup> 𠀤<sup>393</sup> 𠀤<sup>394</sup> 𠀤<sup>395</sup> 𠀤<sup>396</sup> 𠀤<sup>397</sup> 𠀤<sup>398</sup> 𠀤<sup>399</sup> 𠀤<sup>400</sup> 𠀤<sup>401</sup> 𠀤<sup>402</sup> 𠀤<sup>403</sup> 𠀤<sup>404</sup> 𠀤<sup>405</sup> 𠀤<sup>406</sup> 𠀤<sup>407</sup> 𠀤<sup>408</sup> 𠀤<sup>409</sup> 𠀤<sup>410</sup> 𠀤<sup>411</sup> 𠀤<sup>412</sup> 𠀤<sup>413</sup> 𠀤<sup>414</sup> 𠀤<sup>415</sup> 𠀤<sup>416</sup> 𠀤<sup>417</sup> 𠀤<sup>418</sup> 𠀤<sup>419</sup> 𠀤<sup>420</sup> 𠀤<sup>421</sup> 𠀤<sup>422</sup> 𠀤<sup>423</sup> 𠀤<sup>424</sup> 𠀤<sup>425</sup> 𠀤<sup>426</sup> 𠀤<sup>427</sup> 𠀤<sup>428</sup> 𠀤<sup>429</sup> 𠀤<sup>430</sup> 𠀤<sup>431</sup> 𠀤<sup>432</sup> 𠀤<sup>433</sup> 𠀤<sup>434</sup> 𠀤<sup>435</sup> 𠀤<sup>436</sup> 𠀤<sup>437</sup> 𠀤<sup>438</sup> 𠀤<sup>439</sup> 𠀤<sup>440</sup> 𠀤<sup>441</sup> 𠀤<sup>442</sup> 𠀤<sup>443</sup> 𠀤<sup>444</sup> 𠀤<sup>445</sup> 𠀤<sup>446</sup> 𠀤<sup>447</sup> 𠀤<sup>448</sup> 𠀤<sup>449</sup> 𠀤<sup>450</sup> 𠀤<sup>451</sup> 𠀤<sup>452</sup> 𠀤<sup>453</sup> 𠀤<sup>454</sup> 𠀤<sup>455</sup> 𠀤<sup>456</sup> 𠀤<sup>457</sup> 𠀤<sup>458</sup> 𠀤<sup>459</sup> 𠀤<sup>460</sup> 𠀤<sup>461</sup> 𠀤<sup>462</sup> 𠀤<sup>463</sup> 𠀤<sup>464</sup> 𠀤<sup>465</sup> 𠀤<sup>466</sup> 𠀤<sup>467</sup> 𠀤<sup>468</sup> 𠀤<sup>469</sup> 𠀤<sup>470</sup> 𠀤<sup>471</sup> 𠀤<sup>472</sup> 𠀤<sup>473</sup> 𠀤<sup>474</sup> 𠀤<sup>475</sup> 𠀤<sup>476</sup> 𠀤<sup>477</sup> 𠀤<sup>478</sup> 𠀤<sup>479</sup> 𠀤<sup>480</sup> 𠀤<sup>481</sup> 𠀤<sup>482</sup> 𠀤<sup>483</sup> 𠀤<sup>484</sup> 𠀤<sup>485</sup> 𠀤<sup>486</sup> 𠀤<sup>487</sup> 𠀤<sup>488</sup> 𠀤<sup>489</sup> 𠀤<sup>490</sup> 𠀤<sup>491</sup> 𠀤<sup>492</sup> 𠀤<sup>493</sup> 𠀤<sup>494</sup> 𠀤<sup>495</sup> 𠀤<sup>496</sup> 𠀤<sup>497</sup> 𠀤<sup>498</sup> 𠀤<sup>499</sup> 𠀤<sup>500</sup> 𠀤<sup>501</sup> 𠀤<sup>502</sup> 𠀤<sup>503</sup> 𠀤<sup>504</sup> 𠀤<sup>505</sup> 𠀤<sup>506</sup> 𠀤<sup>507</sup> 𠀤<sup>508</sup> 𠀤<sup>509</sup> 𠀤<sup>510</sup> 𠀤<sup>511</sup> 𠀤<sup>512</sup> 𠀤<sup>513</sup> 𠀤<sup>514</sup> 𠀤<sup>515</sup> 𠀤<sup>516</sup> 𠀤<sup>517</sup> 𠀤<sup>518</sup> 𠀤<sup>519</sup> 𠀤<sup>520</sup> 𠀤<sup>521</sup> 𠀤<sup>522</sup> 𠀤<sup>523</sup> 𠀤<sup>524</sup> 𠀤<sup>525</sup> 𠀤<sup>526</sup> 𠀤<sup>527</sup> 𠀤<sup>528</sup> 𠀤<sup>529</sup> 𠀤<sup>530</sup> 𠀤<sup>531</sup> 𠀤<sup>532</sup> 𠀤<sup>533</sup> 𠀤<sup>534</sup> 𠀤<sup>535</sup> 𠀤<sup>536</sup> 𠀤<sup>537</sup> 𠀤<sup>538</sup> 𠀤<sup>539</sup> 𠀤<sup>540</sup> 𠀤<sup>541</sup> 𠀤<sup>542</sup> 𠀤<sup>543</sup> 𠀤<sup>544</sup> 𠀤<sup>545</sup> 𠀤<sup>546</sup> 𠀤<sup>547</sup> 𠀤<sup>548</sup> 𠀤<sup>549</sup> 𠀤<sup>550</sup> 𠀤<sup>551</sup> 𠀤<sup>552</sup> 𠀤<sup>553</sup> 𠀤<sup>554</sup> 𠀤<sup>555</sup> 𠀤<sup>556</sup> 𠀤<sup>557</sup> 𠀤<sup>558</sup> 𠀤<sup>559</sup> 𠀤<sup>560</sup> 𠀤<sup>561</sup> 𠀤<sup>562</sup> 𠀤<sup>563</sup> 𠀤<sup>564</sup> 𠀤<sup>565</sup> 𠀤<sup>566</sup> 𠀤<sup>567</sup> 𠀤<sup>568</sup> 𠀤<sup>569</sup> 𠀤<sup>570</sup> 𠀤<sup>571</sup> 𠀤<sup>572</sup> 𠀤<sup>573</sup> 𠀤<sup>574</sup> 𠀤<sup>575</sup> 𠀤<sup>576</sup> 𠀤<sup>577</sup> 𠀤<sup>578</sup> 𠀤<sup>579</sup> 𠀤<sup>580</sup> 𠀤<sup>581</sup> 𠀤<sup>582</sup> 𠀤<sup>583</sup> 𠀤<sup>584</sup> 𠀤<sup>585</sup> 𠀤<sup>586</sup> 𠀤<sup>587</sup> 𠀤<sup>588</sup> 𠀤<sup>589</sup> 𠀤<sup>590</sup> 𠀤<sup>591</sup> 𠀤<sup>592</sup> 𠀤<sup>593</sup> 𠀤<sup>594</sup> 𠀤<sup>595</sup> 𠀤<sup>596</sup> 𠀤<sup>597</sup> 𠀤<sup>598</sup> 𠀤<sup>599</sup> 𠀤<sup>600</sup> 𠀤<sup>601</sup> 𠀤<sup>602</sup> 𠀤<sup>603</sup> 𠀤<sup>604</sup> 𠀤<sup>605</sup> 𠀤<sup>606</sup> 𠀤<sup>607</sup> 𠀤<sup>608</sup> 𠀤<sup>609</sup> 𠀤<sup>610</sup> 𠀤<sup>611</sup> 𠀤<sup>612</sup> 𠀤<sup>613</sup> 𠀤<sup>614</sup> 𠀤<sup>615</sup> 𠀤<sup>616</sup> 𠀤<sup>617</sup> 𠀤<sup>618</sup> 𠀤<sup>619</sup> 𠀤<sup>620</sup> 𠀤<sup>621</sup> 𠀤<sup>622</sup> 𠀤<sup>623</sup> 𠀤<sup>624</sup> 𠀤<sup>625</sup> 𠀤<sup>626</sup> 𠀤<sup>627</sup> 𠀤<sup>628</sup> 𠀤<sup>629</sup> 𠀤<sup>630</sup> 𠀤<sup>631</sup> 𠀤<sup>632</sup> 𠀤<sup>633</sup> 𠀤<sup>634</sup> 𠀤<sup>635</sup> 𠀤<sup>636</sup> 𠀤<sup>637</sup> 𠀤<sup>638</sup> 𠀤<sup>639</sup> 𠀤<sup>640</sup> 𠀤<sup>641</sup> 𠀤<sup>642</sup> 𠀤<sup>643</sup> 𠀤<sup>644</sup> 𠀤<sup>645</sup> 𠀤<sup>646</sup> 𠀤<sup>647</sup> 𠀤<sup>648</sup> 𠀤<sup>649</sup> 𠀤<sup>650</sup> 𠀤<sup>651</sup> 𠀤<sup>652</sup> 𠀤<sup>653</sup> 𠀤<sup>654</sup> 𠀤<sup>655</sup> 𠀤<sup>656</sup> 𠀤<sup>657</sup> 𠀤<sup>658</sup> 𠀤<sup>659</sup> 𠀤<sup>660</sup> 𠀤<sup>661</sup> 𠀤<sup>662</sup> 𠀤<sup>663</sup> 𠀤<sup>664</sup> 𠀤<sup>665</sup> 𠀤<sup>666</sup> 𠀤<sup>667</sup> 𠀤<sup>668</sup> 𠀤<sup>669</sup> 𠀤<sup>670</sup> 𠀤<sup>671</sup> 𠀤<sup>672</sup> 𠀤<sup>673</sup> 𠀤<sup>674</sup> 𠀤<sup>675</sup> 𠀤<sup>676</sup> 𠀤<sup>677</sup> 𠀤<sup>678</sup> 𠀤<sup>679</sup> 𠀤<sup>680</sup> 𠀤<sup>681</sup> 𠀤<sup>682</sup> 𠀤<sup>683</sup> 𠀤<sup>684</sup> 𠀤<sup>685</sup> 𠀤<sup>686</sup> 𠀤<sup>687</sup> 𠀤<sup>688</sup> 𠀤<sup>689</sup> 𠀤<sup>690</sup> 𠀤<sup>691</sup> 𠀤<sup>692</sup> 𠀤<sup>693</sup> 𠀤<sup>694</sup> 𠀤<sup>695</sup> 𠀤<sup>696</sup> 𠀤<sup>697</sup> 𠀤<sup>698</sup> 𠀤<sup>699</sup> 𠀤<sup>700</sup> 𠀤<sup>701</sup> 𠀤<sup>702</sup> 𠀤<sup>703</sup> 𠀤<sup>704</sup> 𠀤<sup>705</sup> 𠀤<sup>706</sup> 𠀤<sup>707</sup> 𠀤<sup>708</sup> 𠀤<sup>709</sup> 𠀤<sup>710</sup> 𠀤<sup>711</sup> 𠀤<sup>712</sup> 𠀤<sup>713</sup> 𠀤<sup>714</sup> 𠀤<sup>715</sup> 𠀤<sup>716</sup> 𠀤<sup>717</sup> 𠀤<sup>718</sup> 𠀤<sup>719</sup> 𠀤<sup>720</sup> 𠀤<sup>721</sup> 𠀤<sup>722</sup> 𠀤<sup>723</sup> 𠀤<sup>724</sup> 𠀤<sup>725</sup> 𠀤<sup>726</sup> 𠀤<sup>727</sup> 𠀤<sup>728</sup> 𠀤<sup>729</sup> 𠀤<sup>730</sup> 𠀤<sup>731</sup> 𠀤<sup>732</sup> 𠀤<sup>733</sup> 𠀤<sup>734</sup> 𠀤<sup>735</sup> 𠀤<sup>736</sup> 𠀤<sup>737</sup> 𠀤<sup>738</sup> 𠀤<sup>739</sup> 𠀤<sup>740</sup> 𠀤<sup>741</sup> 𠀤<sup>742</sup> 𠀤<sup>743</sup> 𠀤<sup>744</sup> 𠀤<sup>745</sup> 𠀤<sup>746</sup> 𠀤<sup>747</sup> 𠀤<sup>748</sup> 𠀤<sup>749</sup> 𠀤<sup>750</sup> 𠀤<sup>751</sup> 𠀤<sup>752</sup> 𠀤<sup>753</sup> 𠀤<sup>754</sup> 𠀤<sup>755</sup> 𠀤<sup>756</sup> 𠀤<sup>757</sup> 𠀤<sup>758</sup> 𠀤<sup>759</sup> 𠀤<sup>760</sup> 𠀤<sup>761</sup> 𠀤<sup>762</sup> 𠀤<sup>763</sup> 𠀤<sup>764</sup> 𠀤<sup>765</sup> 𠀤<sup>766</sup> 𠀤<sup>767</sup> 𠀤<sup>768</sup> 𠀤<sup>769</sup> 𠀤<sup>770</sup> 𠀤<sup>771</sup> 𠀤<sup>772</sup> 𠀤<sup>773</sup> 𠀤<sup>774</sup> 𠀤<sup>775</sup> 𠀤<sup>776</sup> 𠀤<sup>777</sup> 𠀤<sup>778</sup> 𠀤<sup>779</sup> 𠀤<sup>780</sup> 𠀤<sup>781</sup> 𠀤<sup>782</sup> 𠀤<sup>783</sup> 𠀤<sup>784</sup> 𠀤<sup>785</sup> 𠀤<sup>786</sup> 𠀤<sup>787</sup> 𠀤<sup>788</sup> 𠀤<sup>789</sup> 𠀤<sup>790</sup> 𠀤<sup>791</sup> 𠀤<sup>792</sup> 𠀤<sup>793</sup> 𠀤<sup>794</sup> 𠀤<sup>795</sup> 𠀤<sup>796</sup> 𠀤<sup>797</sup> 𠀤<sup>798</sup> 𠀤<sup>799</sup> 𠀤<sup>800</sup> 𠀤<sup>801</sup> 𠀤<sup>802</sup> 𠀤<sup>803</sup> 𠀤<sup>804</sup> 𠀤<sup>805</sup> 𠀤<sup>806</sup> 𠀤<sup>807</sup> 𠀤<sup>808</sup> 𠀤<sup>809</sup> 𠀤<sup>810</sup> 𠀤<sup>811</sup> 𠀤<sup>812</sup> 𠀤<sup>813</sup> 𠀤<sup>814</sup> 𠀤<sup>815</sup> 𠀤<sup>816</sup> 𠀤<sup>817</sup> 𠀤<sup>818</sup> 𠀤<sup>819</sup> 𠀤<sup>820</sup> 𠀤<sup>821</sup> 𠀤<sup>822</sup> 𠀤<sup>823</sup> 𠀤<sup>824</sup> 𠀤<sup>825</sup> 𠀤<sup>826</sup> 𠀤<sup>827</sup> 𠀤<sup>828</sup> 𠀤<sup>829</sup> 𠀤<sup>830</sup> 𠀤<sup>831</sup> 𠀤<sup>832</sup> 𠀤<sup>833</sup> 𠀤<sup>834</sup> 𠀤<sup>835</sup> 𠀤<sup>836</sup> 𠀤<sup>837</sup> 𠀤<sup>838</sup> 𠀤<sup>839</sup> 𠀤<sup>840</sup> 𠀤<sup>841</sup> 𠀤<sup>842</sup> 𠀤<sup>843</sup> 𠀤<sup>844</sup> 𠀤<sup>845</sup> 𠀤<sup>846</sup> 𠀤<sup>847</sup> 𠀤<sup>848</sup> 𠀤<sup>849</sup> 𠀤<sup>850</sup> 𠀤<sup>851</sup> 𠀤<sup>852</sup> 𠀤<sup>853</sup> 𠀤<sup>854</sup> 𠀤<sup>855</sup> 𠀤<sup>856</sup> 𠀤<sup>857</sup> 𠀤<sup>858</sup> 𠀤<sup>859</sup> 𠀤<sup>860</sup> 𠀤<sup>861</sup> 𠀤<sup>862</sup> 𠀤<sup>863</sup> 𠀤<sup>864</sup> 𠀤<sup>865</sup> 𠀤<sup>866</sup> 𠀤<sup>867</sup> 𠀤<sup>868</sup> 𠀤<sup>869</sup> 𠀤<sup>870</sup> 𠀤<sup>871</sup> 𠀤<sup>872</sup> 𠀤<sup>873</sup> 𠀤<sup>874</sup> 𠀤<sup>875</sup> 𠀤<sup>876</sup> 𠀤<sup>877</sup> 𠀤<sup>878</sup> 𠀤<sup>879</sup> 𠀤<sup>880</sup> 𠀤<sup>881</sup> 𠀤<sup>882</sup> 𠀤<sup>883</sup> 𠀤<sup>884</sup> 𠀤<sup>885</sup> 𠀤<sup>886</sup> 𠀤<sup>887</sup> 𠀤<sup>888</sup> 𠀤<sup>889</sup> 𠀤<sup>890</sup> 𠀤<sup>891</sup> 𠀤<sup>892</sup> 𠀤<sup>893</sup> 𠀤<sup>894</sup> 𠀤<sup>895</sup> 𠀤<sup>896</sup> 𠀤<sup>897</sup> 𠀤<sup>898</sup> 𠀤<sup>899</sup> 𠀤<sup>900</sup> 𠀤<sup>901</sup> 𠀤<sup>902</sup> 𠀤<sup>903</sup> 𠀤<sup>904</sup> 𠀤<sup>905</sup> 𠀤<sup>906</sup> 𠀤<sup>907</sup> 𠀤<sup>908</sup> 𠀤<sup>909</sup> 𠀤<sup>910</sup> 𠀤<sup>911</sup> 𠀤<sup>912</sup> 𠀤<sup>913</sup> 𠀤<sup>914</sup> 𠀤<sup>915</sup> 𠀤<sup>916</sup> 𠀤<sup>917</sup> 𠀤<sup>918</sup> 𠀤<sup>919</sup> 𠀤<sup>920</sup> 𠀤<sup>921</sup> 𠀤<sup>922</sup> 𠀤<sup>923</sup> 𠀤<sup>924</sup> 𠀤<sup>925</sup> 𠀤<sup>926</sup> 𠀤<sup>927</sup> 𠀤<sup>928</sup> 𠀤<sup>929</sup> 𠀤

- (42) 聖米迦勒『出處の歴史』(「ルセリ」) 11回。111回。

(43) W. Ullmann, A Short History of the Papacy in the Middle Ages, 1972, 162.

(44) C. Mirbt-K. Aland, Quellen z. Geschichte des Papstums u. des römischen Katholizismus, I., 6. Aufl., 1967., p. 83, n. 175.

(45) H. M. Klinkenberg, Die Theorie der Veränderbarkeit des Rechtes im frühen u. hohen Mittelalter, in : P. Wilpert, Lex et Sacramentum im Mittelalter, 1969, 166 Ann. 22, 170 (Gerbert Cyriani "veritas et ratio").

(46) H. M. Klinkenberg (FN 44), 165 mit Ann. 20, 21. 12回。13回。14回。15回。16回。17回。18回。19回。20回。21回。22回。23回。24回。25回。26回。27回。28回。29回。30回。31回。32回。33回。34回。35回。36回。37回。38回。39回。30回。

(47) Augustinus : Epist. LIV, c. II § 2, in : Migne, P. L. 33, 200. cf. W. Trusen (FN 17), 195 Ann. 36.

(48) Augustinus : Epist. LIV, c. V § 6, in : Migne, P. L. 33, 203. cf. G. Köhler (FN 4), 224 Ann. 168.

(49) 聖米迦勒『出處』14回。和諧前傳譯文(梵文)「ナーラハ」ナーラハ後空

(50) H. M. Klinkenberg (FN 44), 173 (Ann. 30). F. Calasso, Medio Evo del Diritto, I, 1954, 201 (fn 37).

(51) K. Kroeschell (FN 39), 82-3 ("Diese Erweiterung"), 82 ("Ihr Rechtsbegriff").

(52) 聖三班『トニタニスカム・クニカムロカキの論著』卷之四第十一回(梵文)「ナーラハ」ナーラハハ〇回(梵文)

(53) K. Kroeschell (FN 3), Rechtsbindung, 512 (Ann. 76). 12回。13回。14回。

(54) K. Kroeschell (FN 39), 94 ("dieser Spruch", "in den Köpfen der Schöffen").

(55) A. S. Schultze, Privatrecht und Prozess in ihrer Wechselbeziehung, 1883 (ND 1969), 104-105.

- (8) P. Caroni, Savigny und die Kodifikation, ZRG (GA) 86 (1969), 111 (Ann. 69).
- (5) F. Weacker, Gründer und Bewahrer, 1959, 139.
- (8) お山野 | (論説) 「法の歴史」 112 ( | オルバ ) 川口 | 藤田敏。

(8) お山野 | (論説) 「法の歴史」 112 ( | オルバ ) 川口 | 藤田敏。

(8) J. Weitzel, Dinggenossenschaft und Recht, 1985, 60 (Ann. 123).

(5) お山野 A. S. Schultze (FN 55), 105. R. Kern (FN 12), 5. お山野 | ○藤田敏 A. S. Schultze (FN 55), 91.

(8) お山野 G. Köbler (FN 4), 220 ("als das Richtige"), お山野 | ○藤田敏 A. S. Schultze (FN 55), 91.

(8) お山野 K. Kroeschell (FN 3), Rechtsfindung, 512 (Ann. 76). お山野 | ○藤田敏 K. Kroeschell, Deutsche Rechtsgeschichte, 2, 1973, 86 ("Rechtsgewohnheiten", "Freilich").

(8) H. Mittels, Der Staat des hohen Mittelalters, 8. Aufl., 1968, 20. お山野 | ○藤田敏『新編中世の法と社會』 ( | ノルト )

111 | 藤田敏

(8) H. Mittels, Politische Verträge im Mittelalter, ZRG (GA) 67 (1950), 127 (Ann. 193), 128 (Ann. 196), cf. H. Krause (FN 24), 28 ("auf der gleichen Ebene"); G. Schmelzleisen, Zum frühen Gewohnheitsrecht, Tijdschrift voor Rechts geschiedenis 42 (1974), 323 (Ann. 50).

(8) お山野 | (論説) 「法の歴史」 112 ( | オルバ ) 川口 | 藤田敏 ( | オルバ )。

(8) F. Kern (FN 12), 28 ("Misstrauen"). お山野 | ○藤田敏。

(8) Cicero : De re publica III. XXII. 33 [ス.ハ.ス.ス.ス.] ( | オルバ ) 1111-1111 | ○藤田敏]. G. Telmissan, Church, State and Christian Society, 1940, 23.

(8) 沖縄歴史 | (論説) 「法の歴史」 112 ( | オルバ ) 川口 | 藤田敏。

(8) Cicero : De legibus, III. 1. 2. 題証 | (論説) 「法の歴史」 111 ( | オルバ ) 110 | ○川口 | 藤田敏。 Kern (FN 33).

Gottesgradentum, 123 Anm. 265. はね、原田彌「英語翻訳政治思想史」(一九四二) 七二頁。

(71) カラハーハー(御田米撰)『國家の建設』(一九七二) 101' 100' 101' 104' 105' 115' 116頁。

四(御禁物憲法)「四」(一九二〇) + 一十一頁。

(72) 二二 W. Trusen (FN 17), 192 (Ann. 21). G. Tellenbach (FN 68), 23.

(73) 二二 R. W. Carlyle/A. J. Carlyle : A History of Mediaeval Political History in the West, II, 1970, p. 8 Ann. 1-2, p. 13 Ann. 2; G. Tellenbach (FN 68), 23 Ann. 1.

(74) F. Kern (FN 33), Gottesgradentum, 262-63. F. Kern (FN 12), 16, 14, 7, 25 Ann. 3. 三四(二) 111' 111頁。四(二) 111頁。

(75) 梶田川城「カニハヘの法則」「法知辨識論」(一九五二) 中国風にみれば、今なへどもくニリヤ時代の初期ケントの

〔聖母始・詔〕自然法によつては、決定性や普遍性の闇心は地獄に近づ。ナトロニヒト、井上松「自然法の権威」(一九四〇) 二二頁。〔政治社会の聖母始〕聖母始は「聖母の詔」「母母の詔」(一九二二) べ七頁。

アンドル「トマスベトマヌス」出處やナトロニヒト等の細かい點は、アンドル「トマスベトマヌス」(一九三〇) 二二頁。

トマスベトマヌスがアンドル選用した上記の二点は、ius positivum 聖母始(一) 111頁にゆきかね細野ヒロヒトせ S. Kuttner,

Sur les origines du terme «droit positif», in : Revue historique de droit français et étranger, Ser. 4, vol. 15 (1936), 728-39; Damian van den Eynde, "ius positivum" and "signum positivum" in Twelfth-Century Scholasticism, in :

Franciscan Studies 9 (1949), 41-49; S. Gagnier (FN 18), 210 (Ann. 3)-214 (Ann. 1).

(76) 小三柳川「Axiomis Summa in C. 8, 52」「北大法律論集」(一九九二) 一・一九八頁・長(一・一九八頁)「九九頁上段にもれば、ケル

ハセレバ「此様(人法)也」の觀は、「法律の實物の可能性がある」もたゞハニモレば、審決人が實際にはしませば、出處もあら、極ふG ratio 之様ト審決セトした(Kern [FN 12], 29. 三五(四) 111頁)。ハセ、IG ratio ハ豈可ド也ハル。H. Welzel, Naturrecht und materiale Gerechtigkeit, 1962, 42 (Ann. 20) 116頁。ケムトの自然法にゆき。

〔理性〕」とは「人間が人間として固有に有する性質のもの」であり、人間の自然本性の最終目標は理性の支配にあった。それに三島淑由「法思想史」（一九九〇）一八頁（recta ratio）参照。

(17) F. Kern (FN 12), 76-79, 技術的、理論的二つの面から Theuerkauf (FN 18), 28

(Ann. 42) が次に述べるのば、大きな誤解があり、世良前掲書（注3）四二〇—二一頁の誤解に依拠してくる。「人事物に即し、無味乾燥で、可動的、技術的な、國家に従属している今日の実定法」のほうが、ケルンには「中世法より」技術的にのみならず、精神的にも道徳的にも、進歩したものと思われた。」ケルン自身はそうは考へない。彼はこう述ぶる。Kern (FN 12), 42, 11-12. 並頭註六八、一一〇頁。「中世的法概念にたいする近代的法概念の優越性を基礎づけているのは、技術的進歩なのやないし、理念的進歩なのではない。」近世的法において法の神聖性・崇高さが増大するが、それは、あくまでも「事實上の神聖性」・「實際上の崇高性」であつて理念的なそれではない。中世的法の場合は違つていた。「中世の法概念の重圧的な崇高さを根拠として、現実において法がとくに神聖なものとして尊重されたといふ結論を引き出すつもりはない」法が現実には理念通りには尊重されなかつたのは、法理念上の崇高さのせいではなく、理念を現実に移すことができなかつた、中世法生活上の「技術的欠陥」に理由があつた。ケルンの所論は以上の通りである。ただし、彼の所論は必ずしも説得的ではない。けだし、技術的な欠陥は法理念そのものからきていたところからだ。「良知古義法」は「明確な内容をもたない」「實際上の取り扱いに適さない」概念であるを彼は自ら認めていい。

以上、西川洋一「初期中世ヨーロッパの法の性格に関する覚え書」『北大法学論集』四〇四五・六（一九九一）六五、八六一八七頁。F. Wieacker (FN 38), 188 a). 世良前揭書(注6) 一一一頁。

以上、前掲論文(想<sup>28</sup>)と同一の如きを、三田謙輔「教科書」の「ハーフ・ハーフ説」に就いて、既述の如く、改めて述べる。〔一九六七〕日本中高cf. R. Sprundel, Ueber das Problem neuen Kochs im früheren Mittelalter, ZRG (KA) 48 (1962), 130 (Ann. 39). たゞ、中高前掲論文(想<sup>28</sup>)の「ハーフ・ハーフ説」(「キリスト教团体の現状に就いて」)。

- (83) L. Sammler, Zur Geschichte des ottonisch-salischen Reichsurkchensystems, 2. Aufl., 1964, 9, cf. G. Schneidewein, Objektives u. subjektives Recht, ZRG (GA) 90 (1973), 108 ("Dafür bietet"); H. Krause (FN 24), 18 (Ann. 106).  
 「レーベル」 (訴訟的封制) 『ミーレ』の争議 (「九ヶ所」) 111 111111 (「キラベル教徒の封制」)。

(84) 『ミーレ』 R. Sprandzel (FN 79), 127. K. Kroeschell (FN 3), Rechtsfindung, 512 (Ann. 75). 十三前掲書 111111 (「ヤマキ」)。

(85) 111 111111 (訴訟的封制) 『ミーレ』の争議 (「九ヶ所」) 111 111111 (「ヤマキ」)。

(86) 由威前掲論文 (注33) 四四七頁、四一七頁 (「大和の禪籍」)。それが「ミーレ」の運営で、由威の母由威禪籍といふのが述べられて変化  
 111111 (「ミーレ」) 111111 (「ヤマキ」)。

(87) 『ミーレ』 K. Kroeschell (FN 39), 81 ("Das Gerichtsverfahren"), 111 111111 (由威前掲論文) 「ミーレ」 (「九ヶ所」)  
 111111 (「ミーレ」の運営) が技術的進歩か...」) 111111 (由威前掲論文 (注33) 四四三頁)。

(88) H. Krause (FN 24), 10 ("Gewohnheitsrecht"), 12 ("Erst ab der Mitte..."), 10 (Ann. 58), 11 (Ann. 59).

(89) K. Jordan (Hg.), Die Urkunden Heinrichs des Löwen, 1941/49 (ND 1957/60), Nr. 81, p. 119, cf. H. Krause (FN 24), 12 (Ann. 67).

(90) L. Eulissón, König Ludwig IX., der Heilige, und das Recht, 1954, 53. 111111 (由威前掲論文 (注33)) 111111 (「ヤマキ」)。

(91) cf. J. F. Niermeyer (Hg.), Mediae Latinitatis Lexicon Minus, 1954, 63-64 : asscripticinus.

(92) K. Jordan (Hg.) (FN 86), Nr. 81, p. 119, cf. H. Krause (FN 24), 12 (Ann. 68).

(93) 柳葉船總記 (延暦11年) 中心に設立された大和船總記 (111) 『ミーレ』 111111 (「ヤマキ」) 111111 (「ヤマキ」)。

(94) K. Kroeschell (FN 2), 328 (Ann. 180-85, "Vielmehr handelt es", Ann. 174, 178-79), 329 ("ius kehrt damit").  
 111111 (「ミーレ」) 111111 (「ヤマキ」)。

(95) 『ミーレ』 G. Köbler (FN 4), 229 ("spätestens"). G. Köbler, Civis und ius civile, ZRG (GA) 83 (1966), 47 (Ann.  
 96), 51 ("nur wer ius civile hat"), 49 (Ann. 106-108, 110, 111).

- (93) 云々、即三種權體の(註2) い〇頃° K. Kroeschell (FN 2), 331 ("materialer Gehalt"). 即三種權體十九項。
- (85) G. Köbler, Stadtrecht und Bürgereinigung bei Notker von St. Gallen, 1974, p. 1 u. 82.
- (86) K. Kroeschell (FN 2), 332 (Ann. 211, 212), 333 (Ann. 217). 即三種權體〇一へ 1 頁。
- (86) トニーリバードルフ城主の書簡に記載。ナウムス・ブリュッセルの書簡  
其の後者を特權の象徴と取扱ふべからず。ナウムス・ブリュッセル及ヒューネン。同様に、総統の書簡の内某か何箇間の成り立つて  
ア' S. Brie (FN 18), 232 (Ann. 30), 235 ("aus öfter") や既出。
- (65) K. Kroeschell (FN 2), 332 (Ann. 210). 即三種權體〇頃° G. Kähler (FN 92), Civis, 50 (Ann. 112).
- (88) G. Köbler (FN 94), 10 ("Tatsächlich"), 12 ("Das folgt aus"), 9 ("deswegen iuridicale"); derselbe (FN 27), Zur Frührezeption, 347 (Ann. 55)-348 u. (FN 4), 179-80; derselbe, Zur Entstehung des mittelalterl. Stadtrechts, ZRG (GA) 86 (1969) 189 (Ann. 68)-190 (Ann. 77).
- (88) W. Schlesinger, Burg u. Stadt, in: ders. Beiträge z. deutschen Verfassungsgeschichte des Mittelalters, II, 1963, 93 ("das Recht der Stadt" = burgrecht); G. Dilcher, in: ZRG (GA) 90 (1973), 271-72.
- (88) G. Köbler (FN 94), 50 ("Hatten wir", "Der Satz braucht", "nur sehr bedingt").
- (88) W. Ebel, Die Willkür, 1953, 75 ("Die Verwillkürung"), 59 (Ann. 211), 59 (Ann. 208, 209). トニーリバードルフ城主の  
書簡に記載。ナウムス・ブリュッセルの書簡の内某か何箇間の成り立つて  
ア' G. Köbler (FN 27), Zur Frührezeption, 369 ("Aus eben"), 370 (Ann. 193, 194).
- (88) W. Ebel (FN 101), 55 ("Je mehr die Willkür"), 64 ("So konnten"), 67 ("Willkür das Recht breche").
- (88) ナウムス・ブリュッセルの書簡 (1) 「法的特權」 〇〇〇一〇 (1 ペナリ) 11 頁。
- (88) G. Köbler (FN 27), Zur Frührezeption, 369 ("Aus eben"), 370 (Ann. 193, 194).
- (88) ナウムス・ブリュッセルの書簡 (2) 「法的特權」 〇〇〇一〇 (1 ペナリ) 11 頁。
- Brunner u. seine Rezeption durch die verfassungsgeschichtl. Forschung, ZRG (GA) 107 (1990), 339-76.

## 中世的慣習概念をめぐる諸問題

- (16) 田嶋義志郎『基層社会の法思想』(一九五七) 基層前掲書(社一) 一六四頁。村上前掲論文(社三) 二〇一頁。

(17) 田嶋前掲論文(社一) 二〇〇頁。cf. G. Köbler (FN 4), 219 (Ann. 159).

(18) G. Köbler (FN 4), 226 ("ius niemals"), 228 ("nie völlig"). 田嶋前掲論文(社一) 二〇六頁。

(19) ハンマヘル「ナルマハ送」石川前掲書(社三) 二六頁(社四)。

(20) 田嶋前掲論文(社一) 二〇〇頁。

(21) C.G. Fürst, Zur Rechtslehre Gratianus, ZRG(KA)57 (1971), 276-284; K. Kroeschell (FN 3), Rechtsaufzeichnung, 365 (Ann. 118). 和三前掲書一七八—一九頁。小川進川「スルトマニスム教會集G consuetudo in scriptis redacta」『北大法律學報』四一六四・六(一九九一) 一八七頁(社四)。

(22) S. Gaguer (FN 18), 356 ("Umwandlung"), 357 ("Tendenz").

(23) H. Vollrath(FN 5), 33-71; H.-W. Goetz, Herrschaft u. Recht in der frühhittelatl. Grundherrschaft, His. Jb. 104 (1984) 392-410. 桑本芳恵「トーラム修道院領明細帳のカムチャード前掲書(社二) 一九二」田嶋前掲論文(社一) 一九一頁。

(24) F. Graus, Verfassungsgeschichte des Mittelalters, II/2, 243 (1986), 555 (Ann. 89), 571 (Ann. 145), 586 (Ann. 189).

(25) S. Gaguer (FN 18), 288 ("im Rahmen"); G. Post, Studies in Medieval Legal Thought, 1964, p. 3 ("at such maturity").

(26) 堀崎「十一世紀ノヤハヘ」<6巻紙>「海ノ」一六七(一五六七) 一〇〇頁。兼田前掲書(社一) 一七四' 一五〇頁。堀木『母生シ姫』(一五六七) 四四。たゞ少く、ルカト(堀木前掲)「母生の足跡人」(一五六七) にせりやべた観点が明確にせられてゐる。

(27) H. Keller, Zwischen regionaler Begrenzung u. universalem Horizont, 1986, 314 ("Einstellung zum Herrkommen").

(28) G. Köbler (FN 27), Zur Frührezeption, 358 ("Im Gegensatz"), cf. R. Sprandl (FN 79), 135 ("aber die Päpste").

証  
（證） H. Fuhrmann, Deutsche Geschichte im hohen Mittelalter, 2. Aufl., 1983, 86-87; K. Jordan, Investiturstreit u. frühe Stauferzeit, 1973, 52-53; van Caeftenbergh (FN 14), 47 ("each side"), オーバー・アンド・オーバー (中田龍祐)「和せば争はば争へば化  
れ」曰く「（一派べし）一派に因（和せば争へば化  
れ）」

（證） G. Theuerkauf (FN 18), 28 (Ann. 50)-29 (Ann. 54), cf. H. Maier, Die ältere deutsche Staats- u. Verwaltungslehre, 1996, 50 (Ann. 59); H. Krause (FN 24), 29 ('Gesetzgebungsstaat'); G. Theuerkauf, in: HZ 218 (1974), 109 ("diese Aspekte").  
（證） 田中英夫「法の形成と実現における公法と私法」拓波講座「基本法」——>「（一派べし）一派に因（和せば争へば化  
れ）」  
（證） cf. E. Levy, Westromisches Vulgarrecht. Das Obligationenrecht, 5 ("Schwund").

[証] 本稿の「和せば争へば化  
れ」は「（一派べし）一派に因（和せば争へば化  
れ）」を大體にしたがつた比較法的用語、即ち「（一派べし）一派に因（和せば争へば化  
れ）」を意味する。